

第八十七回
国会

参議院通信委員会會議録第八号

昭和五十四年五月二十九日(火曜日)
午前十時三十分開会

委員の異動

五月二十四日

高橋 圭三君

補欠選任
園田 清充君

五月二十五日

高橋 圭三君

補欠選任
高橋 圭三君

五月二十八日

小谷 守君

補欠選任
坂倉 藤吾君

出席者は左のとおり。

委員長

赤桐 操君

委員

小澤 太郎君

鈴木 省吾君

成相 善十君

長田 裕二君

郡 祐一君

新谷寅三郎君

高橋 圭三君

大木 正吾君

坂倉 藤吾君

中野 明君

谷脱タケ子君

郵政大臣

青島 幸男君

木島 則夫君

白濱 仁吉君

政府委員

(内閣官房長官)

田中 六助君

外務省経済局長

手島 冷志君

郵政大臣官房長

林 乙也君

郵政大臣官房電

寺島 角夫君

気通信監理官

神保 健二君

郵政大臣官房電

江上 貞利君

気通信監理官

佐藤 昭一君

郵政省郵務局長

浅尾 宏君

郵政省貯金局長

平野 正雄君

郵政省簡易保険

守住 有信君

局長

栗生澤喜典君

郵政省電波監理

堀内 昭雄君

局長

秋草 篤二君

郵政省人事局長

前田 光治君

事務局側

常任委員会専門

山口 開生君

員

鈴木 春夫君

科学技術庁研究

副理事長

調整局宇宙企画

参考人

課長

日本電信電話公

社総裁

日本電信電話公

社技術局長

社施設局長

日本電信電話公

社施設局長

社施設局長

社施設局長

社施設局長

社施設局長

社施設局長

社施設局長

化に関する件

(簡易保険の下取り転換制度問題、オンライン化計画等に関する件)

○参考人の出席要求に関する件

○通信・放送衛星機構法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(赤桐操君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨二十八日、小谷守君が委員を辞任され、その補欠として坂倉藤吾君が選任されました。

○委員長(赤桐操君) 次に、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方は順次御発言を願います。

○大木正吾君 大分これ大きな問題になっております電波調達問題につきまして、官房長官に御出席いただきまして、早速伺いたいと思っております。

新聞の記事でございまして、正しいものかどうかというところはございまして、今朝の新聞で、朝日新聞、日経新聞等拝見いたしますと、電波調達問題について話が十分詰まっております。

まして、六月の二日にストラウス代表が来る際に決着にしたいという政府の意向が出ていますが、これは間違いないですか。官房長官、どうですか。

○国務大臣(田中六助君) ストラウスさんは、二日に中国訪問の帰りにわが国に立ち寄るといふうなことは聞いております。

○大木正吾君 それで、来日するということの確

定ではないんですか。

○国務大臣(田中六助君) 向こうの都合もあるん

でしようが、一応専用機でございまして、二日に

来るということだけ聞いて、それ確定している

か——来るということですから確定しているん

じゃないでしょうか。

○大木正吾君 一応、それが確定しているとい

うことの前提に立ちまして伺いますが、けさの日

経新聞ですと、きのう午後、総理が小和田参事官

などを呼びまして、アメリカでの話し合いの経過

を聞きながら、サミットの前に早く話をつける、

こういうようなことについて指示をした、こうい

う記事がございまして。そういったことをしたわけ

ですか。

○国務大臣(田中六助君) 実は私、日経新聞をま

だ読んでいないわけですが、いずれにしても、小

和田参事官からアメリカとの内々の話し

合いについては報告を受けて、総理としては

ございせんし、それならば、ストラウスさんと牛場さんと会ったときにそれが煮詰まるものかというところでございませうが、それも相手のあることでございませうし、私どもも、この電電公社の問題は電電公社自体のいろんな問題もありまして、相手方のこともございませうので、果たしてそこで……、大木議員のおっしゃる様に自信があるわけじゃございせんので、そういう希望があったとしても、ずばりとうだというようなことは、いまのところ私判断しかねるわけでございませう。

○大木正吾君 朝日新聞によりますと、もつとはつきりしてくるんですが、「電気通信機器の先端部分について日米共同開発をすすめる」。そして、その下の方の説明にいきますと、今度は、「中核コンピュータシステムなどの先端部分について、現在電電公社が随意契約方式で国産メーカーと行っている共同開発の中に」——この後が大事なんですが、「米国メーカーを参加させることも合意されている」。「さて、いっている」なんです、記事は。ですから、この辺の問題について、いまの長官の答えですと、どうもまだまだ先があるような話なんです、一番肝心な部分が話が進んでいる、こういうような記事ですね、これは。朝日新聞です、この記事は間違いないでしようか、どうなんですか。

○国務大臣(田中六助君) 朝日新聞の方は、先ほど私、ほかの人に、載っておるような教えを受けましたのでちょっと読んでみましたが、私の理解している範囲以上のものがございまして、私も初めてのことであつたわけで、たとえば、何か日米間で共同開発するというような見出しのようでしたが、私は全く知らないことでございませう。

○大木正吾君 従来のこの交渉経過等をいろいろ伺っている経過では、電子交換機を含む通信関連のコンピュータ等につきましては、一般的にアメリカとの関係でもって開放しないというふうには私に考えておつたんですが、そうじゃないんですか、これは。開放するんですか、政府は。

○国務大臣(田中六助君) 大木委員御承知のように、総理とカーターさんとの日米会談で一応合意に達したのは、大平総理もたびたび言っておられますように、政府調達問題は非常に困難な問題でありますので、一応両国でこの問題についてルールづくりをしよう、そういう大まかな線でございまして、時折総理も申し上げ、新聞にもこれ載つたわけでございませうが、二段構えとかいうようなこと、つまりルールづくりをして、それから今度はまた細部にというようになことで、小和田参事官の内々の話もそのルールづくりということが基本でございませう。

○大木正吾君 そうしますと、この朝日新聞の記事は書き過ぎ、こういうことになるかと思うんですが、交渉手順とか、交渉の枠組みというものは、一体外務省からも聞いていると思うんですが、どういうことを言っているんですか。交渉の枠組みとか、枠組みという言葉はこういうふうなふうに理解すればいいんですか。

○政府委員(手島治志君) 御承知のように、総理が訪米されたときに、電電公社の問題につきましては、日米双方ともできるだけ早く解決をしたいということ、総理の方からも、私どもの方につきまして、今後の交渉の手順なり、枠組みなりについて、できるだけ早くアメリカ側との間で基本的な了解に達するようにとの指示を得ておるわけでございませう。

それで、先ほど官房長官も申されましたところでございますけれども、外務省の方から担当の者を派遣いたしました、いますぐ内容に入つた交渉というのではなく、今後の交渉の手順や、枠組みをどういうふうにつくっていったらいいかというところにつきまして、非公式にいろいろなアイデアを出し合ひまして先方と話をしてきたわけでございませう。

この意見の交換をもとにしまして、先ほどお話をいたしましたように、ストラウスが二日に来るといふことを前提といたしまして、そのときにどういう対処をするかということについて、

現在関係の方面と検討中でございます。

○大木正吾君 時間がないんですけれども、余りくどくどしい話を聞いてもしょうがないんですが、ただ手順とか、枠組みとか、そういった表現の中のことをもうちょっと聞かしてもらいたいんです。そうしないといふと、やっぱり長官さつきおっしゃったように、二十四、五日の新聞ですと、二段構えとかたくさんありまして、こつちもぐらぐらさせられるわけなんですけれども、八一年から入つて八四年全面開放であるとか。だから、もうちょっと常識といひませうか、関係者がわかるようにしてもらいたいんです。アメリカの国会ではぎやあぎやあ騒いでいる、日本の国会ではひたすら隠している、そんなばかなことがありませんか。

だから、もう少し手順、枠組みと、朝日新聞のけさの記事の一番肝心だったところの、問題の機種は入ってくる、こういうことについて、話はある済んでいるんじゃないかという話ばかり感じるわけなんです、もう一遍、手順と枠組みについてわかる話をしてください、長い時間要りませんから。

○政府委員(手島治志君) 現在までの非公式な話し合いの中におきまして、たとえばこの新聞記事に出ておりますような具体的な品目の名前などが挙がっているという事実はございせん。

○大木正吾君 それじゃ、長官にもう一遍伺いますけれども、このストラウスが来たときに、在来の方針ですから、在来の方針というものは、全然開放しないということじゃないわけですか、秋草と総裁おられますけれども、総裁が辞表を出したことがございましてね。そのときひかかった問題が三つ四つあるはずなんです。そういう三つないし四つの機種は開放しないだろうと、こう大体私たちも考えておつたんですけれどもね。そのころは、政府はアメリカと妥協するんですか。二日來た際の話なんですけれども、その辺をはつきりしてください。

○国務大臣(田中六助君) 私が聞いている範囲では、妥協と申しますか、いずれにしても日本とアメリカは相互主義によるんだという基本原則、これを踏まえてルールづくりの根底にするんだというのを聞いております。

○大木正吾君 相互信頼といつてみても、結局アメリカ自身が開放してない。違ふのは企業経営の仕方が違ふだけですよ。ヨーロッパでもやってないでしよう。そういうものの中でもって電電公社の経営責任者、あるいは経営の関係者がどうしてもできないというものをやろうということをごり押ししてきたのはアメリカですからね。それが対等であつて、平等であつて、しかも両方が云々という話になりますか。

国民の目に明らかに日本の経済外交がアメリカに屈服している、こう映っているでしょう。そうじゃないんですか。要するにストラウスが二日の日に来たときに決着にしようのかどうなのか。その辺のことを妥協して、あえてもつと申し上げれば、屈服をして決着にしようかどうか。その辺はどうなんですか。

○国務大臣(田中六助君) アメリカと日本が相互主義によるという原則論、つまり相互主義というのは、大木委員のおっしゃるようなことではないんじゃないか。つまり、あくまでもアメリカと日本が、どちらかという平等な結論、結果に終るようなことが相互主義じゃないかと思う。ただ、大木委員も指摘していますように、アメリカのこういう電電関係は民営でございませう。日本はある程度政府の傘下にあるわけでございませうが、そういう基本のシステムが違ふことなどを御指摘だと思ひますけれども、こういうことも十分考えた上で、相互主義というものを勧告していくんじゃないかというふうな考えでございませう。

それから二日に、たとえば牛場・ストラウスという会談がございまして、そこでそのルールづくりの決着がつくというところにつきましても、やはり相互に話し合いがつかなければ必ずしもそういふふうにならないわけでございまして、決着がつくというふうな断定も、いまのところ私としては

することができない状態でございます。

○大木正吾君 ということは、結局政府の態度は従来と変わっていない、こういうふうな考えでいいんですか。朝日新聞の記事は誤報だと、こう考えてよろしいでしょうか。

○国務大臣(田中六助君) 政府の方針は変わっておりません。

○大木正吾君 もし変わるようなことがございまして、これは電電公社含めて関係者間、十分な合意が要すると思います。同時に、特にこの委員会自身が関係する委員会でございますから、委員長等に対しまして、また自民党の側も都合がありまして、通信部会等ありますから、そういう関係者間の話し合いは十分につけてからやっておりますか。

○国務大臣(田中六助君) 両国間の話し合いもうまくいくためには、一方的なことではうまくいかないと思いますし、国内の立場も十分踏まえた上でやらなくちゃいけませんので、そういう関係方面の人たちとは十分な話し合いをしなければならぬというふうな考えでおります。

○大木正吾君 郵政大臣、あるいは官房長官、外務大臣、電電公社総裁、それに、できれば私は通信委員長等にも少し話してほしいと思いますけれども、そういった方々の合意がなければ妥協はしない、決着はつけないということを考えていいですね。

○国務大臣(田中六助君) そういうふうにお考えになっていいと思います。

○大木正吾君 私たちは別に官房長官を責めているわけじゃありませんでして、やっぱり日本の利益だけを優先させるわけじゃありませんし、同時にアメリカとの貿易関係についても円満にいてもらいたい気持ちにはございすけれども、譲れる線と譲れぬ線とございすから、その辺は十分にかみ分けていただきます、きょうのこの話はぜひ総理に伝えてもらいたい。

本当なら大平総理出ていただきまして、はっきり話を結めたかったんですけれども、官房長官に

かわっていたいただきましたから、とにかくその話をしっかり伝えていただきたいことを私はお願いするし、もしこれでもってストライクが来たときに、下手な妥協をいたしますと、大変な経済外交の失敗という立場での政府への批判が高まる、こう考えてますから、その辺の問題について十分にひとつ御認識を改めていただきまして、ストライク会談等の問題については官房長官も十分に、牛場さんとの話でしようけれども、立ち会わうといひますか、綿密な連絡をとりながら、余り下手な妥協をしてもらいたくない、このことを加えてお願いしておきます。

官房長官への質問を終わります。

○国務大臣(田中六助君) 十分御意見、御趣旨を勘案していきたいというふうに考えます。

○大木正吾君 そういうような話を官房長官から伺いましたけれども、郵政大臣とこれは総裁に伺いますが、いまの長官とのやりとりを伺っておられますが、ほぼ同趣旨で日米交渉について、電電関係についてはいいというふうな大臣のお考えでしようか。総裁、どうでしょうか。

○説明員(秋草篤二君) 私どももここ一週間と申します、十日来のワシントンにおける外務省当局の非常な苦闘、苦心、御奮闘の模様は、新聞でもおわかりのように、また内外務省からの事務的な連絡、郵政省の監理官等からも何って、大体概略は、御苦勞なすっていることはよく知っております。

全体として、先般の案は電電公社としては一歩も譲れないことを念頭しておるんでございすが、片や外交交渉でございすから、どういふふうに展開するか予断は許されませんが、ただいまのところうまくいくんではないかというふうな考えておりますけれども、相手のあることでございすし、相手は突然またどういふ意見を出されるかわかりませんが、まだその辺はわれわれ素人にはわかりませんが、前の案をもう一歩盛り上げると言われるようなことはなくて済んでほしいんでありますけれども、まあそういうふうにい

けるような感じがいたします。これは私の素人の判断でございまして、そう樂觀も許されません。こんな御答弁程度しか所見は持っておりません。

○大木正吾君 大臣、どうですか。

○国務大臣(白濱仁吉君) どういうふうにお答えしたらいいか、非常に私も言葉をいま考えているところでございますが、総裁からもお話がございまして、私どもも前から各関係者の皆様からの御注意もあり、その線を越えないようにということに極力努力をしております中で、いま官房長官から御答弁がございましたが、そういうふうな考えに立って私どもも一生懸命に努力をし、関係各省の間でもそういうふうな考えで進んでいるところでありまして、最近のいろいろな情報その他を私どもも承りまして、多分いま総裁がお話になったような、そういうふうなことで落ち着いてくれるものだと。同時に、アメリカ側も大分理解を示してきているのではないかと、いうふうな感じが私にはするわけであります。

これは少し私の判断が甘いのではないかと、いう、そういうふうな気も反省をしながら考えておるわけでありまして、そういうふうな落ち着いてもらいたいものだということを考えて、いま官房長官とも話しをしておたところでありますので、一生懸命そういうふうな線で落ち着くように私ども努力をしていきたいと思います。

○大木正吾君 監督官庁の主管大臣の答弁がぐらぐらしておたんだ、これ話にならぬですからね。だから、まだ官房長官の方がはっきり話して帰ったわけですからね。その裏づけとして、いまの総裁の最後の部分を少し私に記憶に残しておきますけれども、とにかくストライクと会いまして話を決着するときは、大臣と総裁と、外務大臣と、できれば通信委員長なども入らしていただくし、自民党の通信部会長等も入ってほしいと思うんで、そういうふうな中で合意が要るだろう、こういうふうな申し上げて、田中官房長官は、わかりましたと言って帰っているし、政府の態度

を変えないと言ったんですから、主管大臣はもうちょっと根性を据えて、そしてあなた、これ絶対私は職を賭してもこの問題妥協せぬよというぐらゐの根性を持ってもらわねと困るんでしてね。

大臣をこっちが支えて、激励して質問しているのに対して、もうちょっとしっかりしたという悪いですがね、がっちり腹を決めていただきたいんですが、再答弁してもらえますか。

○国務大臣(白濱仁吉君) まことにありがとうございます。私もそのつもりで十分腹を決めて今日までまいりましたが、御期待に沿うように一生懸命協力をしていきたいと思いますので、今後の御支援をお願いいたします。

○大木正吾君 それじゃ、若干技術問題を、二だけ質問いたしますが、電電公社に伺いますけれども、もしアメリカとの話がつくつかつかないか、相手が寄ってきても、一番の中核部分が若干の問題としてこちらの言うとおりの通ったとしても、末端部分等については何らかの動きが出てきますし、同時に相当の通信機器がアメリカから入ってくるかもしれないですね。

それに対して国内におきまして雇用問題とか、関係の通信関連についての保守等のが起きるんで、すけれども、そういう問題に対する対応策ということが、これは話は日米交渉を終わってからやればよろしい、こういう気持ちでいるんでしようか、それとも何らかの準備を始めているんでしようか。その辺どうですか。

○説明員(前田光治君) お答えいたします。現在、最終的な結果がどのようになりまして、少なくとも数量的な面、物品名、そういうものがまだ判明をいたしておりませんので、量的に具体的な対策を立てるという段階にはまだ至っておりませんが、定性的にはいろいろな事態が考えられますので、まず第一に、国民に対するサービスを低下させないように、それから経費等の増高がなるべく少ない範囲におさめられるように、そういった点で定性的には検討を開始いたしております。

す。

○大木正吾君 外務省の経済局長に伺いますが、東京ラウンドの結局話が済んで、日米交渉が済んで、先行きのことなんですけれども、ヨーロッパ等がもしもこの種の問題について開放しないというふうなものになったときには、日米交渉の関係はどういうふうになるんですか。ヨーロッパは東京ラウンドを守らないという非難をするようなことも起きるんですか、その辺はどうですか。

○政府委員(手島治志君) 東京ラウンド全般に対する御質問よりも、あるいは政府調達問題についての御質問かと思いますが、政府調達の問題につきましてはヨーロッパとアメリカ、その他の国との間ではすでに一応の決着を見ておまして、お互いに現在の状況でいいということになって、お互いのご意見を。したがって、日本とアメリカとの間の関係というのが、言ってみますとまだペンディングなような状況になっておるわけでございます。

○大木正吾君 ちょっと改めて聞きますけれども、ヨーロッパとの関係についてアメリカとヨーロッパ、EC関係ですかね、結局話が済んでおるとおっしゃったんですけれども、具体的にアメリカの電気通信製品がヨーロッパのEC関係の国に、フランスとかドイツとか、そこに入っているわけですか。

○政府委員(手島治志君) アメリカとECとの間の貿易の統計を見ておきますと、アメリカからかなりの金額のものがヨーロッパの方に輸出をされております。

○大木正吾君 製品という意味じゃそれは民間のものもたくさんございすからね。ですが、要するにシステム化されている通信という部分に対して、電話機から電話機まで行く中間の交換機や線材、線路の関係、ケーブル関係を含まして、一国に対する問題として行っているかどうか聞いています。ドイツならドイツに対してアメリカの製品が行っているんですかというのを聞いています。それが答えられない

いようじゃだめだよ、交渉の資格なしじゃないか。官房長官力んで帰ったけどだめだよ、これは。

○政府委員(手島治志君) ヨーロッパ諸国の個々の調達の中で、どの分野がアメリカから来ているかというところにつきましては、いろいろ統計の突き合わせその他むずかしいところがありまして把握をしておりますけれども、ヨーロッパの方でどの程度外国品を調達しているかという点につきましては一応の調査をしております。

○大木正吾君 国際的に先進国に例がないからこれ大問題になったんでしょ、結局この問題は。とすれば、あなたはアメリカに行ったかどうかという話がありますけれども、小和田参事官が行ったという話がありましても、これは新聞記事だから私は別に国会でもって証言としてやったわけじゃないんです。電子交換機を含む通信関連コンピュータ、同時にクロスバー交換機、同時に同軸ケーブル以外の電線類、同軸ケーブルです。要するに、こういってもはなかなかに心臓部だから開放できぬ。こういうのは大抵察するに政府と電電公社、郵政省等の気持ち、こういうふうには受けとめているんです。

それ以外に電話機とか、たくさんあるものがあるわけですね、読んでもいいですけれども。これ総合して、全部のものがシステム化されてつながっている通信機器ですわね。そして、しかもそれが一定の仕様書に従ってできていますから、民間の会社とかとことごとく新しくつくりますと、そしてテレビや何かを売ったり、ましてや農産物などの増産とか、輸出、輸入とは関係が違ふんですからね。そういう意味合いでもって、先進工業国でこの種の問題について、アメリカの製品を買って、アメリカ製の通信機器で国内の通信システムをつくらせている国があるかどうか聞いています。ないでしよう、それは。スイスとスウェーデンぐらいでしょう。

そこで問題を私が聞いているのは、そういうことがもしも東京ラウンドが全部最終的に調印され

ましていったときに、いまの閉鎖的なヨーロッパの市場——閉鎖的ですよ、電電関係の問題につきましては、それが開放される方向になるかと聞いています。そこを答えてみてもらいたいですよ。

○政府委員(手島治志君) ヨーロッパの方の電気通信関係の分野につきましては、政府調達コードの対象としてECはこれをオフアをしていないのは先生の御指摘のとおりでございます。ただ、私どもの調査によりますと、国によって違いますけれども、ある程度のは外国品の調達ということが行われているというところがございます。私どもといたしましては、やはり主要な電気通信機器の生産国の間では、先ほど官房長官もちょっと触れておりましたような相互主義というものが将来図られるということが望ましいというふうに考えております。

○大木正吾君 この話、ずっと半年ぐらいやってるんだけれども、全然ロジックが合わないんですよ。たとえば、最近日本の貿易の黒字が減ってきていますね。最初アメリカは、日本の貿易の黒字が多過ぎるからというところから話がスタートした。そして途中から今度は、量じゃなくて質だという話になったんですよ。今度、先行きに変わって、もしも貿易収支も、あるいは経常収支もだんだん普通に返ったときに、せめて四、五十億ドルの黒字に返ったときに、一体この問題をもとに返せるかって、返せないんですよ、この問題は。そういうことをあなたは知らないでしょ、結局、知らないでやっているから困るんですよ。

だから、外務省も交渉の経過ということを持ってきて、最終的には政府が決めるんですけれども、ストラウスがどんなことを言おうとも、いまきているぎりぎり決着のところは、電電の総裁だけじゃないんですよ、これはもう、電電の技術者も、従業員も、全部が命をかけて、そんなものは使えぬかという気持ちでやっているわけなんですからね。しかも、その方が国民のためになるわけなん

だから、そういったことを知らないで、そして外務省が、日米双方の関係もございす云々ではたまたまのじゃないですか、これは。将来を展望して——本当はきょうは企画庁の人にも来てもらいたかったんだけれども、私は二年後には貿易の黒字はぐっと減ると見ているんですよ。恐らく円安も二百三十円ぐらい行くと見て見ているんですよ。

そういう動向等を考えていきますと、日米間だけじゃなしに、多国籍間の貿易関係も変わってくるはずなんだよ。そのときになってあわてて今度はアメリカのものはもう買えませんか、日本では赤字が多過ぎる、今度は日本製にしますとか、そんなこと簡単にできるものじゃないから、外務省しっかりしろ、こう言っているわけですからね。その辺、もう一遍最後に答弁してください。

○政府委員(手島治志君) 日本の黒字、赤字の将来がどうなるかという問題は、もちろん先生の御指摘のようにひとつはつきりと予測できない面があるのかもしれないけれども、基本的には私どもとしては、開放的な方向で相互に相互主義が図られていくということが望ましいというふうに考えております。

○大木正吾君 まあとんちんかんの話はかりしてもしようがないんですよ、やめなすけれども、とにかく官房長官の答弁をよくあなた速記録読んでもらって、大平内閣の経済外交の大失敗ということにならないように、この責任、もう大臣やめなすからというところじゃ済みませんか、この話は。だから、そういうことにならないように外務省はやるべきなんですよ。その場しのぎでもってやっているわけじゃないでしょう、結局。

だから、私はきょうの官房長官の答弁についてもっと突っ込んで聞きたかったけど、大体あの辺が筋と思ったからがまんしましたけれども、あの程度のことでもって腹を決めてもらったんだから、そのことを大平総理にはつきり申し上げてい

ただ、外務大臣に申し上げていただきまして、そして、その線を守ってもらうことだけは——絶対に私たちがこれはもう譲れぬ一線ですから守ってもらいたいということを申し上げてもらいたいですよ。

○政府委員(手島治志君) 大臣には十分報告いたします。

○大木正吾君 委員長、終わります。

○坂倉藤吾君 きょうは私は、国民の負託にこたえる郵政事業としての最大の案件になっております郵政の労使関係、これについて、それを軸にしながらいろんな政策一般について考え方をたしたい、こう思っておるわけです。

そこで、年末にあの大変な事態を引き起こして、大臣はたびたびその経営責任を明らかにする、こういう態度表明があったわけでありまして、その態度表明の骨組みになっておりますのは、これは長期の展望からながめて、昨年の末から今年の初めにかけてのあの大混乱、ああいう事態を再び引き起こさない、そのための長期の方針といえますが、それを速やかに実現をしよう、こういう立場が責任の第一の表明であったということになるんですが、私どもとしてはもう少し具体的に、じゃ、それが一体どういう形にあらわれるのかという立場での質問を繰り返しましたが、そのことに対する表明はなかったわけなんです。

大前提は私どもも賛成をするわけでありまして、一日も早くそういう郵政省の事業運営の姿勢というものがつくり上げられるということについては、これはもう当然のことです。それから、ただその前提をつくり上げていく今日の条件ということになれば、当然今日の労使関係の路線というものに明確に相協力をするという立場で一致をしなければ、そういう路線というものはただ単なる期待だけに終わってしまう、これが現実の姿であらうと思えます。

そこで、郵政省として、この労使関係について、基本的にその後どういふふうな形で展開をされ、今日の進展状況というのはどういうことになって

おるのか、まず第一にその辺を、状況の説明という立場で求めたいと思えます。

○政府委員(守住有信君) 昨年末、要求の内容の問題もございましたが、なかなか基本的な問題がございましたが、しかし、また一方、その交渉のやり方につきましても、陳謝するしかないかというふうな、二者択一を迫るようなやり方でありましたし、一方では、いろんな郵便物の物だめ闘争というのが行われて、そういういろんな面での私どもも十分対応し切れなかったという面もございまして、また郵便物の混乱で国民の皆様にも多大の御迷惑をかけた、いろんな教訓を得たわけでございます。

したがって、年を明けましてというのは、ことに申しわけないわけでございますけれども、このままではいけない、やはり話し合い路線、団交を重ねていこうということで、二月十日でございましたか、大臣との会見を呼びかけまして、それをきっかけといたしまして、なかなか基本的にはむずかしい問題があるけれども、むずかしいだけでは前へ進まない、やはり焦眉の、急いでおる問題だとか、比較的人なりやすい問題の方から入っていくということ、労使間で合意を得まして、その後いろんな面につきまして交渉を進めておったわけでございます。

具体例の詳細は、時間の関係もあらうかと思えますが、後でまた機会があれば御説明させていただきますかと思えますが、その後、地方統一選挙ということに相なりまして、あるいはまた局面が新賃金を中心とする春闘情勢、こういうことになったわけでございます。

私どももいたしましては、新賃金の問題につきましても、職場の秩序なり、あるいは郵便の混乱というものが起こらないようにという気持ちで、実は三三五現の中では真つ先に調停申請をいたしました、正規のルールに従ってこれが適正に処理されるようにという気持ちから真つ先に調停申請したわけでございますけれども、調停の場であのような調停委員長見解ということで比較的平穩裏に早

期解決を見た。

その後、その新賃金の配分問題というのもあるわけでございますけれども、さらに全通の方でも、何と申しますか、長期抵抗大衆路線という基本路線は変えないけれども、戦術的にはやはり力と力による解決だけではまずいんじゃないか、こういうふうな兆しと申しますか、出てまいりましたし、あるいはまた、七月からの全国大会というのもあるわけでございますので、それまでに——実はきのうも全通の幹部との間の今後の——全国大会を控えて、あるいはその後ということでの今後の交渉、話し合いの主要項目とか、段取りとかいうことについて合意を見たわけでございます。

それを簡単に申し上げますと、総体で九項目、重要ポイントをしぼって全国大会までに詰めるだけ詰めてみよう、あるいはまた大会後ということもあるというところでございまして、そういう姿勢で労使ともどもなるべく現実的な、力によるというところでなくて、お互いに理によって理解し合うという道を探し出していこうと、いろいろ労働条件等の問題はほかにございますわけでございますので、そういう姿勢でいままさに進めておる、こういう状況でございます。

○坂倉藤吾君 そうしますと、省の判断としては、再び年末の大混乱はあり得ない、起こさない、そのことについて自信がある、こういうことは明確に表現ができるんですか。

○政府委員(守住有信君) 労使とも話し合ったわけでございますけれども、全く昨年と同じようなやり方で、同じような道を通つてということはお互いにとつても、国民のためにも全く悲劇であるんだと、そこで、そういう同じようなやり方で、力による解決ということではなくて、やはり話し合い路線の深化といえますか、これを深めていくという方向でこれは合意を見ておるわけでございます。まして、お互いに昨年末のいろんな面での教訓というのを身にしみて感じておるわけでございますので、いろいろむずかしい問題、基本的な問題はあらうかと思えますけれども、しかし、それ

についてもまたいろんな対応の仕方、整理の仕方、十七年間の怨念というところをえ方でございますので、なかなか一気にすべて完全解決ということにならないかもしれないけれども、その中で合意というものを、一定の整理というものを段階的に積み上げていきたい、そしてまた、昨年末のようになあんな郵便の大混乱というものをともども避けていきたい、こういう気持ちで両方とも合意をしておるところでございます。

○坂倉藤吾君 どうもすっきりしませんね。いろいろとおっしゃられるんですけども、中身は少しも明確性がないんです。しかも、私がお尋ねをしていますのは、省としていろんな事情があらうけれども、まとめ切つていこうという腹構えができたのかどうかと、また、そういう決断をもって現実に対処をしよう、こういふ考え方があのかどうかというのを聞いています。全通の側がどうかどうか、そんなこと私は聞いていないわけじゃない。

少なくとも労使関係の中で経営責任を負っているのはあなたの方だ、その経営責任の立場から、この初め、昨年末、こういう一連の経過を踏まえて再びそういう事態が起こらないように、それだけの腹構えというものをあなたの方がつけて対処をしようのかどうか、このところを聞いておるわけなんです。少しも答弁になっていません。

○政府委員(守住有信君) 労使の交渉事であつて、一方では、全体としては事業運営の責任を持っておる、こういう私ども立場でございますが、その中身につきましていろいろ問題点を含みながらも、しかし全体としてはこれをまとめたいかなきゃならぬ、こういうふうな立場、あるいは考え方で労使間でこれをまとめたい、こういふこととございまして、業務運行等に支障のないような形、結果に持っていきたい、こういうふうな腹を持っておるわけでございます。

○坂倉藤吾君 大臣にお伺いをしますが、いま人事局長は答弁していただけますけれども、大臣、いまま

で、大臣の御発言からいきまして、当然これは再び繰り返さないということが前提になって、したがって労使関係の安定的な、正常な形に努力をしていくんだということが言明されている、これは先ほど私が申し上げたとおりだと思ふんです。そういう上に立つて今日までの努力、その結果からなめてことしの年末は大丈夫だ、私が責任持たせようと言ひ得る条件に到達をしているかどうか、この辺の御判断を、大臣としてひとつ賜りたいと思ひます。

○国務大臣(白濁仁吉君) せっかく長い間かかりまして私どもも組合側と話し合ひをいろいろと詰めてまいりました。その間に、御承知のとおり非常に不幸な処分問題も出まして、私は経営者の一人として、責任者として涙をのんでこの処分も行われたわけでありまして、組合側の方にもいろいろ反省をしてもらうものは反省し、そして話し合ひを進めていくのではないかと、こゝろがいが行われておる最中でございます。

だんだん理解を深めていくというふうに私も承知をいたしておりますが、坂倉委員からお話しがありましたように、それならば年末大丈夫かという、そういうふうなお尋ねになりますと、私も自信を持ってこれは大丈夫だというふうなことをここで答えるまでには自信がないわけでありまして、先ほど局長からお話しがありましたとおり、昨年のようなそうした不幸な事態には、同じ轍を踏むようなことは起こらないような話し合ひをいま進めているということも承つていささか私も喜んでおるところであります。

○坂倉藤吾君 郵務局長、あなたに聞きますが、郵政事業の特に年末首脳計画——年賀はがきの発売であるとか、あるいは計画どういうふうにするとか、こうした立案は具体的にはいつ行われるんですか。

○政府委員(江上貞利君) 具体的にいつというお尋ねでございますが、年末繁忙と申し上げましても、先生御承知のとおり非常に広い範囲にわたるものでございますので、すべていつからスタート

というところはございませんが、非常に早い時期のものにつきましては夏ごろからばつぱり準備にかかるといふのが実情でございます。

○坂倉藤吾君 じゃ、具体的に聞きますが、年賀はがきの発行枚数というのはいつ決めるんですか。

○政府委員(江上貞利君) おおむね夏の時点においてははたして立てるといふのが例年のならわしでございます。

○坂倉藤吾君 本年度予算とのかかわりはどうなんでしょうか。

○政府委員(江上貞利君) 総体物数としての物数の伸びというところで予算を組むわけでございますが、具体的に年賀はがきをどの程度発売するかというところは、本年度予算を組む時期におきましては、年賀の出回りその他についてはまだ明瞭になっておりませんので、実際にことしの暮れの年賀を決めるのは夏になってからという作業手順になります。

○坂倉藤吾君 昔から夏といふと、大体四季といひまして年間を四つに分けておるんです、三カ月でですね。いつになるんですか、ずいぶん違うんです、三カ月で百日ありますからね。

○政府委員(江上貞利君) 漠然と申し上げましたのが、年によって多少の違いはございますけれども、七月ないし八月ということでございます。

○坂倉藤吾君 いまもうすでに六月になろうとしているんです。そうしますと、再び昨年末のあの事態を引き起こさない、こういう立場からいくとするならば、本年度の年末首脳計画というものはどういう方針でお立てになるか。これはもう大変大きな課題を今日決断しなければならぬ時期に來ているんじゃないでしょうか。

昨年の末の場合、年賀はがきが年賀はがきの役に立たなかった、正直言つて、結果的に郵政省は、これは松の内に配達をしますよ、したがって、郵便局に持ち込む場合も一定の差し出し期間を設けて、その間に投函をされたものについては保証しますよ、こう言つて從來やってきたことが、これ

ができなかったわけですね。そのことの責任が今日経営責任の側、あるいはそれに関連するすべての作業の者たちにきています。これは郵政省職員全体に対する一つの責任であらうと思ふ。そうしますと、そのことをたどっていきまస్తు、そういうような事態が予測されるから、何として早く労使関係を安定をさせなければいけませんよ。しかも、その要求のされておる事柄自体は、これは近年の労使関係になじきわめて古い、言うならば人権にかかわる問題が中心になっているんじゃないか、果たしてそういう事実があるかどうか。あるとするならばそれは改めるべきじゃないか、そういう配慮をしながら年末に混乱を起こさないようにすべきであるという、そういう立場の流れがありながら、現実にはそれが果たせなかったから大混乱が発生したわけでしょう。

しかもその過程で、当委員会でも指摘をされたように、組合が協力をしないいんなら、省独自でもやり通しますよと、そういう不遜な態度表明をした管理者だつておるわけでしょう。そのことの反省が次の年末の中にどういふふうになさされてくるのか、これはまさに今日の時期に決断をし、次の年末はどういふ態勢でいくんです、組合側の協力はこういう形で求められますよという話ができなくて、年末首脳計画に入れますか。

これは郵務局長、人事局長、両方からの立場でね、私はその辺の態度について明確にしてもらいたい。

○政府委員(江上貞利君) 当然のことでございますが、年末首脳だけに限りませんが、通常の業務も労働組合の協力、職員の協力ということなしに正常に運行できるものではございません。その点では、昨年来懸案になっておりましたもろの事項といふのも解決すべく私どもも努力をしていかなければならないことだといふふうに存じております。

申し上げるまでもございませんが、交渉事でございまして、コミュニケーションを十分に

中で、何事かの解決策というものを見出していくという態度、努力というものが必要であらうかといふふうにお尋ねしておるわけでございます。その上で年末の業務計画に取り組むといふのがあつたき態度だといふふうに存じているわけでございます。

○政府委員(守住有信君) 問題はやはり労使間の問題でございますので、労使の間で自主的に、平和的に話を詰めて、一定の理解、解決を図っていく、これが基本でございますが、またそういう問題でいろいろ意見の対立があつて、紛争等も起こるということになりますと、公労法上の定められたルールというのがあるわけでございます。そういう労使間のルールによっていかなければならぬ面も強い、こう考えております。もちろん年末のことでございますので、いわゆる時間外労働協定、これは基本的に労働組合の協力というものが絶対要件になっております。

ただ、一方では勤務時間中の問題として、いろいろ物だめ闘争、その他、力による闘争ということがあれば、またこの問題が業務運行、国民の皆様へ重大な支障を与えるという問題がございますので、私どもとしてはそういうことが起こらないように、力による解決でなく、やはり話し合ひによつて、あるいは公労法の定めるルールなり考え方によつて、これが円満に解決されるというところで、私どもとしてもそういう方向で、そういう精神で努力をしていかなきゃならぬ、こう思つておるわけでございます。

○坂倉藤吾君 いま私がお聞きをしていますのは、省の側としてもう決断をしなきゃならぬ時期なんじゃないんでしょかと、こゝろ聞いているんです。いいですか。私の言っている意味がわかりませんか。少なくとも、問題は解決をしていかなきゃならぬわけですから、それは労使の話なんではないで問題解決していくのはあたりまえの話なんです。しかし、そこには解決をしよう、この時期がもうぎりぎりですよという立場の、一つの迫られたものもあつて、そして物事はその中で一つ

一つ私は運んでいくことになるかと思うんです。特に今日まで長い間の歴史があるだけに、私はその辺の踏み出す決断というものがきわめて重要な問題になるだろう、こういう立場でお聞きをされているんです。

さつき郵務局長は、大体七月、八月ごろに年賀はがきの発行枚数を決めて、こういうお話です。しかし、現場段階、実際そうですか。私は食いつきませんでしただけ、郵務局長、七月、八月になりますと、もう年賀はがきが現場へ持ち込まれる時期なんです。汗をかきながらいつも倉庫へ入れる時期なんです。現実問題、いいですか。これは送致書見てもらったら大体わかるんじゃないですか。普通ならばそういうことになるんです。

そういうような状況が今日起っているわけですし、郵政事業にとって年末首のこの繁忙期というのはきわめて重要な、言うなら一年間の事業経営の中の相当のウェイトがかける時期ですから、その時期の対策というものは、これはもう早くから計画にタッチをする、ことしの取り扱った年末の差し出された状況、あるいは局に到着した状況、来年はこの社会事情から見てもどれぐらい増加をするであろうか、こうしたことがずつと現場の中ではいま検討されているんじゃないでしょうか。いま現場へ行けば、もう夏期繁忙で頭がいっぱいなんです。計画担当は、そのときに、一番肝心な事業を支えていく労使の関係の話し合いが、話し合いはされているというものの、すばつとした気持ちになれない、ここがきわめて私は問題があると思うんです。

そういう意味合いで、まあ昨日全通の幹部とお会いになって、そうして九項目に上ほつて詰めていくじゃないかというところについての合意が行われたというんですから、私は大いに期待をしたと思うんです。少なくともそれらの課題を一つ一つ詰めていくとすれば、当然大筋として、この際にもとかくまとめ切らなざるならぬという熱意というものが、きちっと伝わるようなそういう誠意の示し方というものを、郵政省としてはぜひ

とってもらいたい。

どうもいろいろ聞いておりましたが、なかなかその誠意がわれわれとしては受けとめにくい、私どもの耳に入ってくる限りではね。いろいろと問題もあるでしょうが、少なくともそういう前提に立ちながら詰め切ろうじゃないかという九項目、ぜひこれは早く詰め切ってもらいたい。そうして、こういうふうな詰め切ってもらいながら、このレールを通れば大体大丈夫だろう、こういう見通しがいまとれなくて一体どうするんですか。

もうすでに全通としては全国大会の日程も決めた、こういうふうな聞いています。期限があるのか、これは全国大会でやはり決められるわけですね。省の方は、一つは年末繁忙計画を樹立する一番出発点になる時期、いいですか。対応する組合の方の側は全国大会で総意をまとめて、これからどういうふうな郵政省に要求を出すのか、組織運営としてどうするか、その骨組みを決める大会がもう目の前に迫ってきている。まさに労使ともに私はこの問題に対する国民の負託にこたえる郵政事業の立場として決断をなさざるならぬという重大な時期にまで来ているんじゃないか。

少なくとも年末から始まって——私も、このままで行ったら大変なことになりますよと指摘をしたのは十月の段階ですよ。それから何カ月たっているんですか。それで、なおかついま私が求めても、この点はもうすっきりしましたよという何一つ報告がされないんじゃないですか。そういう形で、これから一体いつまで進むつもりなんです。

私は、いろんな事情があるとしても、この際にはひとつきつぱりと整理をして、労使ともにこの点については合意をして進みます、したがって、去年は大変なことになりましたが、ことしの年末は大丈夫です、こういう保証を国民に明らかにしないで、一体何が郵政省なんです。この辺はね、大臣、大臣の今日までの見解表明も含めまして、私は一番具体的に基本になる問題だと思っております。

よ。ぜひひとつ大臣ね、そういう立場を踏まえて、まとめ上げるといふ立場での決意の表明をいただきたいと思うんですが、できませんか。

○国務大臣(白濱仁吉君) 貴重な御意見だと拝承したわけでございますが、私どもも昨年からのことの初めに承けていたような問題で、国民の皆様方に大変御迷惑をおかけしたというところを十分反省をしながら、それぞれの立場で、いま人事局長を中心にして組合の方とも折衝をし、そうしてお互いの理解を深めていきますれば、必ず年末のそういうことが、二度と昨年のようなことが起こらないようにするであろうということを私も期待をして、一生懸命努力をしている最中でありました。ただ、今度は間違いない、心配はするなということを言えと、こう言われましても、私も正直に申し上げましてそれはどの自信もないので、正直に、非常に心配をしていることをいま申し上げたところでございます。

しかし、坂倉委員その他もどうか、それぞれいろんな御関係があることでございますから、私どもの考えも御理解いただいて、御後援をしてくださるようお願いしたいと思うところであります。

○坂倉藤吾君 私は、大臣、理解できないんです。少なくとも今日の事態の中で、最高の責任者である郵政大臣が、私、自信持ってここで言い切れないと言ふ。こういうことじゃ、一体だれが郵政省を信頼するんでしょうか。まだ未知の問題ですから、そういう方向で努力したって、私どもはこういうふうな努力しましたけれども残念ながらという場合だってあるでしょう、それは、しかし、少なくとも大臣が自信持ってまとめ上げると、そこへ体を投げ込んでもらわなくて、一体郵政事業の信頼というものは国民の立場から見てもどこにあるんですか。私はそんなまはんなかな形で、大臣、答弁されたって了解できません、これは。

○国務大臣(白濱仁吉君) 間違いないし御迷惑をおかけしませんと私も申し上げたいところでございますが、一生懸命努力して御期待に沿いたいという以上には私も申し上げかねるということをお申しておるわけでありまして、その間に処して一生懸命私どもも努力をして、組合側の、職員の方にもよく話し合いを進めて、理解をして協力してもらいたいということを私は念願をいたしておるわけでありまして。

○坂倉藤吾君 どうもこれは平行線ですね。また引き続いて——世の中は進歩していますから、一日一日またいろんな新しい有利な展望も出てくるかわかりませんが、それに期待をしながらきょうのところは平行線で終わります、それは。

しかし私は、そのことが平行線である限り、大臣、少なくとも今回、あなた先ほど涙をのむような気持ちでと言われましたね。四月二十八日の懲戒処分なんです。組合側は個々末端の職場の一人の行為が、これが非違行為があったからといって、懲戒免職を含めて八百八十三人も処分者を発令したわけですね、郵政省は。そうしますと、この年末首の大混乱を引き起こした具体的違法な事実というのは、これは処分をされた八百八十三人だけなんです。管理者の方はなかったんです。管理者はどうか。管理者の方は違法、不法な行為に対しては、一体郵政省はどういう態度をとったんですか。

同時に処分という形で組合員個々を、これを懲戒に付したというところは、郵政大臣なり、あるいは郵務局長なり、当該の経営責任を持っている人々は一体どういうことになるんですか。ただ、郵政事業が将来安定的に事業運営ができていったらよろしい、レールさえ敷ければよろしい、それだけで済むんですか。まさにこれは片手落ちの処分じゃありませんか。

私は、大臣が体を張ってでも次の年末までには決断をして、労使の今日までの長い間のいざこざについてはけりをつけていくようにやりますよという、そういう決意表明があるとするならこの問題は触れないつもりだった。ところが、先ほどの御答弁じゃ、明らかにこれは片手落ちですよ。

管理者の不法、不当な行為は一体どうするんですか。いつやるんですか。あなた自身の責任は一体どうとるんですか、経営責任は。はっきりしてください。

○国務大臣(白濱仁吉君) 私の、経営の責任者としての責任というところにつきましては、御指摘がございましたように、私も当然考えているところがございますが、いろいろ申し上げましたとおり、今回の、先月末の処分につきましては、目に余るいろいろな行為に対して、同じ郵政の職員でありまして、いろいろな公務員としてのあり方やその他について、私も組合の諸君に、一部行き過ぎの組合の諸君にも反省と理解を求めらうような気持ちでこれを行ったわけであります。

管理者の責任ということになりますと、これはいろいろ公労委その他にも提訴されている問題もありません、また当委員会などにおきましてもいろいろ委員の方々からのお話もありまして、六千件、七千件というそうした不法行為があるではないかというふうなことの御指摘もありましたので、これは組合側にもそうした資料を十分出してもらいたいというのを私も、もう繰り返して実は申し上げておるわけであります。そういうふうなことが、これが確かに不法なものであるというふうなことでありますならば、当然、御指摘のとおり、私もそれに対してはそれぞれの処分もしなければならぬというふうな考えをおるわけでありまして、いまこのことがなかなか詰まっていりませんが、人事局長を中心にしまして、いろいろ組合側とのそうした話し合いもさせておるというところが先ほどから申し述べたことでござい

ます。いづれにしても、こうしたことを私も、ただけなら両成敗というふうな形で、これをやれやれというふうな、そういうふうな御意見でありま

すならば、私もそれとして非常に遺憾に思うところでありまして、そういうふうなことになるように、お互いに職員同士として話し合いをして、

そして国民に対する責任を全うしていきたいというところを、先ほどから申し上げましたように、非常にむずかしい立場に立つておることは承知をいたしておりますけれども、なお一生懸命努力して国民の郵政事業に対する信頼を取り戻して、そうして成果を上げていきたいというふうなことで責任をとっていききたいと考えておるわけであります。

○坂倉藤吾君 どうもさっぱりわかりませんわ。私は、片手落ちじゃないかと、こう言っているんですよ。ところが、いまの大臣、あなたのお答えからいいますと――現実をながめてもらえなさいよ。職場の労働者は、現場の職員は、あなた方が判断をしておまえけしからぬからといって即刻処分ですね。これは期間中もありました。そうしてこの前のまた処分もありました。これは本人の釈明も何にもありません。いいですか。あなたの方の判断でもって、おまえけしからぬと、こういうことで処分されておるんです。管理職の方は、いま提訴案件になっておるから、その提訴案件がそれぞれの手続に従って進行して結論が出たら郵政省はと、こうなるんです。

御案内のように、提訴されましたら、これは公労委であろうと裁判所であろうと、それぞれ本人の釈明の機関がございまして、あなた方はそう言うけれども、そんなことやっておりません。それぞれ釈明の機関があるんです。組合員の釈明の機関というのはいくらも出ています。問題は提起をされて八千件から出ている。具体的に事ごとが指摘をされている。それに対するあなた方はゆとりを持って、片手は全然ゆとりを持たない。このことだけでも明らかな差別じゃありませんか、現実問題としては。管理職も、今日の労使の関係

なら、そういう組合側に不信な関係を持たせるような管理職は処分します、その処分が間違っているかどうかは、本人が公労委に提訴するなり、あるいはその処分がおかしいじゃないかといって裁判所で争いましょうと言ふんなら平等になりますよ、これは。しかし、管理職は別なんです。現場の組合員は即刻処分なんです。これが平等なんですか。

さらにまた郵政局、あなた方が処分をする評価の仕方というのはいくらも出ています。Aという局、Bという局、Cという局がある。それそれぞれ起る現象は、それぞれの局の管理職がそれぞれの判断でもってこれが違法なのか、あるいは違法でないのかという判断をしておる。その報告に基づいてあなた方がやっておるわけなんです。Aという局の管理職とBという局の管理職、Cという局の管理職の物差しというものが必ず平等であるというところはあなた方は言い切れますか。これはその人の感覚その他で、まあこの程度はよからず、ここまでやったらけしからぬ、いろいろ物差しは違っているんじゃないか。同じ事象が起ってもAという局、Bという局、Cという局で処分の対象になるからじゃないから違ってくるんじゃないか。

人事局長は常に、人事は公平である、また公平でなきゃならぬと思ひますよ、たてまはそうなんです。具体的に当てはめて、絶対に公平な人事をやっていますか。処分に對してもそうなんです。私は、お互い人間のやっておることで、しかも、あなた方が一人一人現場で起こった事態を見ておるわけじゃありません。それを取り上げて余りとやかく言いたくありませんけれども、少なくともあなた方がやろうとしている処分の中には、幾つかの不合理性を持っているんです。そういう形の中で、現場の職員は問答無用で処分をされている、管理職の方はこれははいふんとゆとりがある、この形にメスを入れないで、どうやって公平な人事だということが証明されるんですか。私は、少なくとも今回初めてあなた方は、お

上に逆らう者はこれは首を切りますよ、お上の側に立つておる者は少々のことをやっただけいいんじゃないやありませんか、こういう感覚があるんじゃないやありませんか。悪代官だって、いいですか、お上の威光でやっておる限りについては悪いことはしない、こういう前提じゃありませんか。そういうことをはびこらして、そのままで労使関係というものがうまくいきますか。

私は、少なくとも組合員の処分を断行するという立場の中では、もっと明らかに、あなた方自身のいろいろと指摘されておる問題点について、まだ調査の不十分な点もあるかもしれません。しかし、少なくともそれらについて一定の決断をし、整理をする時期じゃありませんか。今日このまま、片手落ちのままでは労使関係改善の交渉がすすまないのあたりまえじゃありませんか。どうなんですか、これ、人事局長。

○政府委員(守住有信君) いろいろな点での御指摘、御見解あつたわけでございまして、労使関係の基本というのは、先生も先ほどおっしゃいましたように、例年ですと、いつも年末になりまして年末交渉というところでございまして、この点は昨年の反省、昨年も十一月の半ばごろからの基本要素ということでございまして、早目から、いまのうちに、こういう考え方、やり方でこれを詰めていこうと、こういうことでございまして、一方、処分の方の問題でございまして、御承知のとおり職場の中でも極端なサボ行為、物だめ闘争が行われたわけでございまして、この点は何回か申し上げておりますけれども、職場の中で管理者が絶えず注意をする、なかなか聞かれない。そこで、処分等も当該局長の権限の範囲内で、郵政局とも相談した上でこれやっています。そういう機会というものの、反省の機会というものは絶えず与えておったわけでございまして、実態面から見ても、ほとんど平常の仕事の半分どころではない、一割もしない、全くしない、正規の指示にも従わない、毎日毎日職務専念義務達

反が行われ、職務上の指示、命令に従わないという実態がずっと続いたわけでごさいます。これ、私も思います。一方では違法ストライキという問題がございまして、これにつきましては労働組合の方も、いろいろ引くべきはやらないとか、ビケも副次的な暴力等が起るからやらないとか、上部機関から職員を派遣して統制をとるとか、いろいろのものをやっておりますけれども、今回のこの業務規制闘争と称する職場でのサボ行為というものは、局により、地域により、人によりまして非常に千差万別でございまして、これが一月、二月と続いております。公労委の事実上のあつせんを労使双方がのんだ後も一部の地域では続いております。こういう実態でございまして、

これに対しては、その規律と歯どめがなくなるということもございまして。やはりけじめはつけていかなきゃならぬ。しかもまた、その間、管理者はいろいろその極端な職員たちにも命令をし、注意もし、いろいろ組合に対してもこういう事例があるよということも警告もしておいたということも、私承知しておるわけでごさいます。もちろん先生の御指摘の管理者の恣意的判断によつてということもございまして、御承知のとおり私もすべて現認主義をとっておりまして、評価ではなくて、事実の把握ということからこれを懲戒権者である郵政局の方でその全体の中で判断をする、こういうことでもございまして、その状態に者につきましては、本省もタッチいたしまして、この公平さというものが保たれるようにいろいろ努力をしたところでございまして、

また、管理者の処分の問題も御指摘ございまして、いろいろ職場の中では、管理者は夜も日も明かす日曜、祭日もなしというところで、年末業務運行確保のために非常に懸命な努力をしたわけでごさいます。一方御指摘のような点等、あるいは組合から指摘する、あるいは公労委その他のいろいろな点があると思ひますけれども、管理者の非違行為、こういうことにつきましては、やはりその具体的内容、事実、程度等よくよく精査いた

しまして、やはり管理者につきましてもただすべしはただす、処分はしていい。

したが、処分はしていい。公労委に対しまして、私も不当労働行為が確定した場合にはケース・バイ・ケースで、処分を含む厳正な措置をとるということははっきり申し上げておる次第でございまして、なおまた、不当労働行為案件でないようなものでの管理者の非違行為につきましても、これまた最初、いま申し上げましたような具体的な事実、あるいはその性質、情状等々総合判断いたしまして、適正な措置をとっておる次第でございまして、今後その考えに変わりはないところでございまして、

○坂倉藤吾君 厳正な措置をとっておると言いますが、年末から今日まで管理者の厳正な措置をとられた数はどれだけあるんですか。どういう処分をされたんですか。しかもそれは公表されましたか。

○政府委員(守住有信君) 全体の件数までは把握をまだいたしておりませんが、いろいろな国会で御指摘ございまして、たとえばあれは茨城県の下館局でございまして、架空経理の会計処理上の違反等々、あるいはまたベルコン事故等の安全問題等々につきましては、それぞれの内容を精査いたしまして、一定のけじめをつけたところでございまして、

○坂倉藤吾君 私が指摘しました東北郵政の人事管理課長、それから人事課長、補佐、これは名前を挙げてありますから記録を讀んでいただければわかります。これは身分的にどうなりましたか。

○政府委員(守住有信君) 記憶をたどるわけでごさいますけれども、確かに御指摘ございまして、あれは一つの管理者教育研修の中でございまして、

○坂倉藤吾君 言いわけはいいんだ。どうなっているか。

すし、身分上の措置、懲戒処分等には当たらない、こういうふうな判断をいたしておるところでございまして、

○坂倉藤吾君 岐阜県の各務原東局、ここで、新聞にも出されましたから内容はつかんでみえると思いますが、この不当労働行為、この案件はどういうふうな理由で郵政省としては理解をしておりますか。

○政府委員(守住有信君) 公労委の方へ審査請求、救済上の申し立てがなされたということでごさいます。その全体は目下調査中でございまして、いろいろな背景、事情、その他詳細な調査を必要とすると思ひますが、新聞紙上等に出たところで見ますと普通の状態ではない、何か不自然なような感じも持っております。やはりそれなりの対処をしていかなきゃならぬし、またその事実そのものがどうだこうだということとは別にいたしまして、やはりわれわれの管理者の中での今後

の問題として、さらに不当労働行為根絶に向かつての指導の強化を図っていかなきゃならぬということも痛感いたしておるところでございまして、

○坂倉藤吾君 津の郵便局の贈収賄告訴事件というのがあります。これはどうですか。

○政府委員(守住有信君) 実は、そういう職場でのうわさというものを東海郵政局で知りまして、郵政局の方で出ておりますような二人を招致して、呼びましてその事情を調査しておったところ、部外の方からの詐欺事件としての告訴があった、こういうふうな承知しております。

その後、警察の方でこれを贈収賄事件というふうな角度で取り調べ中だということを聞いておるわけでごさいます。なおまた私といたしましては、特にいまだ問題が採用試験と申しますか、先生御指摘のように、人事の公正といひますか、そういうことに疑惑も与えかねないようなものでございまして、今後事件そのものについては、これは警察でお取り調べ中というふうな聞いておりますので、いずれその点が明確になる、法律的判断もまた明確になると、こう思っておりますが、

それと離れまして、やはりこういう採用試験の問題につきまして、いろいろ特訓ということで家庭教師のようなことをやって金品が贈られたというところもございまして、こういう点につきましまして、全体的に管理者のあり方、試験官たり得る者のあり方、その他、その周辺というものに対してきちんとした認識等、徹底を図っていかなければならぬと、このように考えておりました。また近くそういう措置もとりたいと、このように考えておる次第でございまして、

○坂倉藤吾君 近くそういう措置をとりたいというのはどういうことなんですか。

○政府委員(守住有信君) 現在捜査中でございまして、この関係者二人につきましては、一応身分上の措置としまして、それぞれの職務遂行上に今後支障があるということで、これはそれぞれの配置がえ等の措置をとったところでございまして、なお懲戒処分の問題は、やはり刑事事件との絡みでございまして、この司法的な判断というのを待つて厳正に措置したい。

ただし、そういう個別の事業という角度だけでなく、私といたしましてはそういう可能性が——可能性と申しますか、全国的にこういう事実を広く教えまして、試験官としてのあり方、あるいは管理者としてのあり方というものについて注意喚起し、指導をしていきたい、このように考えておる次第でございまして、

○坂倉藤吾君 そうしますと、各務原にしましては、津の郵便局の問題にしまして、そういう指摘はあったけれども、これはそれぞれの司法当局なり、あるいは公労委に提訴をされておる案件だから、そこにひつかかったものは懲戒処分の対象にしない、こういうことになるわけですね。

○政府委員(守住有信君) 懲戒処分の対象に頭からしてない、こういうことではございませんで、その処分の量定等の問題もございまして、やはり司法当局なり何なりの御判断というものを——いまま事関係等捜査中でございまして、それを待ちまして、その内容に即して私どもとしては最後

の判断をするということでございます。懲戒処分の対象にしない。いまの時点では、いま執行はしていないと申しますか、そういうことでございまして、十分関心を持って把握をしておると、こういうことでございます。

○坂倉藤吾君　そうしますと、年末以来職場の方で問題になりました八千余件の、これは省の方にまはつきり把握されていると思いますが、それも全部結論がつくまではいまの御答弁の形と、こういうふうに見えていいわけですか。

○政府委員(守住有信君)　ちょっと聞き漏らしました、七千件の方でございますか。——七千件につきましては、実は公労委の一時中断のあつせんにも出ておりますように、中央労使間で分類整理して、地方郵政レベルでこれの解決を図るようという趣旨のことをいたしておりました。私どもの方も労働組合の方に早く出してくるようということをいろいろ申しておりますけれども、まだ労働組合の方では今後の処理の段取りのつけ方と申しますか、そういう角度でまだ基本的には一致しておりませんけれども、最初申し上げましたような九項目の中の一つとして、この問題の処理のやり方というのが入っております。このルールと申しますか、この処理を早く合意しようというところで現在話し合いにも入っておりますわけでございます。

一方では、支部団交権の問題がございますので、この点での関連での労働組合側の受けとめ方は多少あるかと思えますけれども、私どもとしては早く本省なり、なるべく地方郵政局を中心として、率直な事実の指摘等、あるいは調査、話し合い等をやりまして、問題の早期処理、解決というものを努めていきたい。またそういう中でいろいろ精査をいたしまして、管理者としてやはり違法行為があるということになってまいりますと、それはそれなりに、いま冒頭申し上げましたような適切な措置をとっていかねばならぬ、このように考えておるところでございます。

○坂倉藤吾君　先ほどあなた、その答弁の中で、

職員の処分について、郵政省の方針は現認主義である、こう言われましたね。したがって、現認行為が具体的に上がったければ——これは解釈じゃありませんね。だれだれが、いつ幾日、何時何分、どういふことをやったかという現認ですね、それが上がったければ、それに基いて郵政としては評価をして、一定の基準に合わせて措置をするんだ、こういうことですね。

そこで、この現認の体制は、あなたの方の命令に基づいて管理者側にありますね。とすると、管理者の非違行為、不当行為というものはだれが現認するんですか。

○政府委員(守住有信君)　職場の中での問題でございますので、勤務時間中の行為ということ、現認主義というものを一般的にとっております。ことを申し上げたわけでございます。その職場の中での管理者が、その職場の中での職員のいろいろな態度の中での違法行為につきまして現認主義で把握をしておる、こういうことでございます。もちろんいろいろ別な角度からの、たとえば管理者の問題等は郵政局等で調査をするということとでございますので、具体的な根拠資料に基づいて判断をするということでございますので、まあ現認と申し上げましたのも、要するに具体的な事実、具体的な証拠に基づいて処分をする、こういう意味では一緒でございますが、日常の勤務時間中のこれはサボ行為等でございますので、これは現場の管理者が、目の前で目に余るような状態が出ておるわけでございますので、その現認によってこれを精査する、こういうことでございます。

○坂倉藤吾君　答弁をばかさないでくださいよ、ばかさないで。現場の職員の行為については上司が現認体制をとる、上司の行為については一体だれが現認体制をとるのかと、こう聞いているんですよ。余分なことを言わないで答えてください。

○政府委員(守住有信君)　その管理者の行為というのは、いろいろ指摘というのはいろんな面にわたることもあり得ると思うわけでございますので、しかし職場内であつたということにつきまし

ては、いろいろ事実に基づいて郵政局の方から人を派遣し、他の管理者とか、あるいは組合からの指摘等もいろいろ背景にあるわけでございますので把握するわけでございます。事実に基づいて把握するというところでございます。

○坂倉藤吾君　答弁をばかさないでくださいというのはいろんなんですよ。現認でしよう、いま私がこうやってしゃべっている、いいですか、しゃべっていることについて、だれかがいま、坂倉というのはいろんなんですよ。いま私がしゃべっている行為が非違行為になれば、そのことを調査にしよう、これが現認なんですよ。

ところが、管理職の現認行為というのは、あなたの答弁なら、問題が提起をされてきたら上局から派遣をしまして、言われたような問題があったかないかというのを後から調査する、こういう話でしよう。それ現認ですか、それが現認ですか。余分なことを言わないでください。

○政府委員(守住有信君)　その日の中の、そのときどきという意味では現認でないというふうにとられるわけでございます。

○坂倉藤吾君　だから、私は差別じゃないのか、いまの職場の実態からいいますと。現認をする体制というのは、あなたがたが、たとえばこの前の委員会では提起をいたしましたように、非違事項の現認はこういふふうにするんだと言つて、研修所で管理職を集めて郵政の人事の担当官が出ていつて説明をしている。メモとり方、でつち上げの仕方まで言っているわけですよ。ところが、それをやる管理者の現認体制というのはいろんな方一つも指導していませんね。

そうしますと、私は少なくとも管理職の非違行為の問題については現場の職員から——それは全通であるか、全郵政であるか、組織に入っていないか、そんなこと関係ありませんよ。少なくとも現場の職員から、うちの管理職についてはこういう問題があるよというふうに言われたこと、それが現認になるんじゃないか。そのことによつて

てあなた方が、処分になるかどうかという判断をするということが、それが平等なんじゃないか。

片方が現認で来る、管理職については現認がない。そして、管理職は、先ほども言いますように公務員で、しかも人の上に立ち、人を管理をする者が初めから不正を働くものではない。いいですか、日本の国はそうだったんですよ。お上というものは権威を傷つけちゃならぬ、お上は悪いことをするものではない。いまだってそれが生きていくんじゃないか。そのことを極端に郵政省はやっているんじゃないか。

私は、少なくとも現認主義をとるというのなら、管理職の現認行為というのは一体だれが言うのか。それは全通の形になっているかもしれない、あるいは全郵政の形になっているかもしれない。その人間がどの組織に所属しようとも関係なしに、職場の中で提起をされてきた問題が、それが現認じゃありませんか。岐阜の各務原東のテープなんか、明らかにこれ現認じゃありませんか。津の局の贈取賄の提起なんか、明らかにこれは現認じゃありませんか。当事者が言っているんですよ。これに対して、法律的な手続をとっているから郵政省は結論が出るまでやりません。それならこの職員の人が、私が処分されるのは困りますから、法的手続をとつたら、あなた方処分保留しますか、全部。その差別の問題をきちんとしてください。

○政府委員(守住有信君)　私も労働条件を中心とする、団体交渉を中心とする労使関係というものは相対平等なものである、こういうふうにとらえておりますが、職場の中で職務に関してこれを把握し、規律するというのは管理者の権限であり、義務である、このように考えておるところでございます。その職場内での職務上のそのような非違行為というのについては、そういうやり方、考え方をとおるところでございます。その片手落ち、あるいは平等でないということにつきましては、私としてもいさか理解しかねるところでございますが、いま申し上げたとおりの職務上

管理職の場合は、そういうことがあり得ない。となんだ。しかし、やかましいから後で調査を。に行つて、本人の言いわけがどうかというものを一遍聞きましようやと、これは明らかな差別じゃありませんか。その問題をきちつと整理をしてもらわなきゃ私は平等だと言いません。しかも、今度はそういう仕組みの中で八千名からの処分が出

○坂倉齋吾君　時間が来ましたから最後にします
が、ひとつその前にお願いをしたいと思います。
それは、先ほど質問のときに、手元に資料がな
いという事で代表的にお答えになりました、昨
年の末から今日までの間に、いわゆる管理職の非
遵行為、不正行為、この不当労働行為関係その他
を含めまして、これの処分発令があればこれの發
令状況、それから、どういう理由でそのことを行っ
たのか、これをひとつ資料としてちょうだいをし

いんですから、みんなでその体制をつくり上げていくという協力姿勢をつくるためにも、これはやはり相互にそういう監視体制というものを築き上げていく、ここから出発をしなければ私はならぬと思うんです。

そういう意味合いで制度的な一つの再検討を、もし現認主義でいくというのなら、そういう平等

第二の点は、どういう、ちよつといろいろ先生
の御指摘の意味が、現認主義での云々ということ
でございますので、十分内部で検討して対応しな
いと思います。

○委員長(赤桐操君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時より再開することとし、暫時休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後一時四十分開会

○委員長(赤桐操君) ただいまから通信委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○中野明君 私、まず最初に、今日の、大きな政治的な課題となっております電電公社の資料調達に於いての問題についてお伺いをいたします。

けさほど来、大木委員の質疑を私も聞かしていただきまして非常に痛感をいたしておりますのは、外務省がこの問題に対して非常に認識が甘いということ、そのような認識でこの外交交渉に当たられて、果たして国民の納得のいくような、そういう外交処理ができるんだらうかということを痛感いたしております。

本委員会でもたびたびこの問題については質疑が重ねられました。この質疑の内容については、きょうは大木委員が質問をいたしました。委員会の関係において、大臣が御願ひしましたが、経済局長がどの程度真剣に受けとめておられるのか、私も非常に心配をいたします。外交といえども、結局は国内の合意があつて初めてその威力が発揮できるということ、もういまだ私が申し上げるまでもございませんし、御承知のように、この電電の門戸開放問題は、当委員会におきましても与野党がもう完全に一致をいたしまして、このような強力な体制でこの問題に取り組んでいるということは、私自身もいまだその例を知りません。

これはどう真剣に取り組んでいる問題でございすが、こういう認識でいいのかということに改めて私がお伺いをするんですが、この通信機器産業

の重要性というのは、先進諸国どの国も同じ考え、日本以上に強い考えを持っているのではないかと私も想像をいたしておりますが、それだけに、アメリカではやはりこの問題について、未来産業といひますか、そういうことで世界的にシェアを広げようという、そういう戦略の一環として、たまたまこの日米の収支不均衡というところに便乗して、強力にこれを押しつけているというのが実情であらうかと想像をいたしております。

そういう中で、今回は東京で先進国のサミットがあるわけですが、EC各国の中でも、日本とアメリカがECの頭越しにいろいろのことを決めていくということについての不満、あるいは非難というのかなり高まっているように私も受けとめておるわけでございます。そういう状態の中でEC諸国では、通信機器本体の開放問題を除外して東京サミットに臨んでくるというわきを私も耳にいたします。こういう状況の中で、日本とアメリカがこの問題に妥協をするということが果たして妥当なのかどうか。東京サミットの成功ということ考えたときに、アメリカと日本だけで、EC全体が本体開放ということを除外している状況の中で、日本が本体にまで譲歩をする、こういうような形が起ったときに、ECの日本に対する反発というのはもう必至だろうと、このように私も思います。

この点、外務省の方として、そのECとの関係等、どのように認識をしておられるのか、最初にお答えをいただきたい。

○政府委員(手島治志君) 政府調達コードの分野におきましては、すでにけさは御説明申し上げましたように、ECとアメリカとの間では、基本的にお互いのオフア一につきまして合意ができておるようでございます。他方、日米の間ではできておるところまでいっていないわけでございすけれども、ECの方といたしましては、日米間で合意ができ上がり、政府調達コードの問題も含め、MTN全体が満足のいく解決に到達するということとはECとしても歓迎するところではないか

と思ひます。

○中野明君 いま私がお尋ねをしておりますのは、このEC諸国では、やはりこの通信機器、この本体の開放という問題については一応除外して乗り込んでくるんじゃないだろうか。こういう状況の中で、日本とアメリカが本体まで譲歩をして、そして、こういう合意を得るといふような結果が出たときに、日本が結局その先鞭をつけたということになります。そうすると、EC側としてはこれはもう日本に対する大変な不信、こういう問題になって、いまおっしゃっているのは全体の枠組みの中でいろいろのやりとりでしようけれども、この通信機器に関しては確かに私は条件をつけてきていると思ひます。そうでなければ、恐らくアメリカとの合意もそういう前提のもとにされているというように私も理解をしておるわけ

です。だから私は、東京サミットまでになぜこの問題の解決を急がれるんだらうか。先日来、官房長官もおいでになったとき、けさはともそうでしたが、東京サミットまでに決着をつけておかなければならないという、急がれる理由というのが、私非常に疑問を持つわけですが。まだ先のことですから、もともとゆくり国内で関係方面と意見を詰められて、そして、影響力も最小限にとどめるような形で話を進めていかれるのが妥当だろうと思ひますが、伝えられるところによりますと、二日にはすでにストラスカスさんが来られて決着されるんじゃないかというような報道が各紙に出ておるわけ

です。だから、こういう状況の中で、けさはど来の議論を聞いておりました。外務省自体、責任を持って交渉に当たっていただけるその外務省が、この通信機器の本体の開放という問題についての認識というものが、私もけさはど来のやりとりを聞いておりました。果たしてその掌にあられる経済局長さんが本当にわかっておられるんだらうかという心配、このような状態の中で安易な妥協が起ったとしたら、これはもう国内的にも大変な問題で、それこそ内閣の基盤にまで影響を及ぼすのではないかとはいくらく私も心配をしておるわけ

です。ですから、こういう状況の中で日本が頭越しに——あなたは頭越しじゃない、ECとアメリカは話がついておるやにおっしゃってありますけれども、この問題についてはいつておらぬはずであります。つくわけがありません。ですから、ECはもう頭から東京サミットに乗り込むに当たつて、この通信機器の本体は除外して、そういう条件で乗り込んでくるはずで。その東京サミットで、日本とアメリカではすでに頭越しに本体の開放まで譲歩してしまつたということになると、このサミットはその問題だけがたつた、成功おぼつかない。

こういう要素を含んでおる中で、私はサミットまでに急がれる必要もないし、二日においでになつて決着の見通しというふうなことになるかとこれはゆゆしい問題だということなんです。小和田参事官ですか、アメリカからお帰りがなつて記者会見とかいろいろなさつておるようでございますが、報じられておるこの問題について、経済局長としては、この新聞にも報道されておるようですが、この程度まで御確認できますか。その辺をちょっと。

○政府委員(手島治志君) まず、日米間で問題になつておりましたこの電電公社の問題は、両国間の一つの象徴的なものになつておりますので、この問題をいつまでも放置しておくということ、日米の関係の上からいっても望ましくないだらう、したがつて、できるだけ早く解決のためのルールづくりというものをいたしたいというのが日米双方の首脳御意向であつたわけでございす。そういうことを踏まえまして、できるだけ早くこの問題の解決に鋭意努力するようにという指示がわれわれのところに出てきておまして、それを踏まえまして上で経済局の小和田参事官をワシ

ントンに派遣いたしました、全く非公式なベースでございすけれども、相互に意見を交換して、どういふふうにしたらいだらうかということ、アイデアを出し合ってきたわけでございます。当面、今後の交渉の手順、枠組みというふうなものについて早急に米國との間で基本的な了解に達することが重要であらうというふうな考えでおるわけでございます。そういつた中で、今度ストラウス代表が訪日をするようになっておりますので、その際、この政府調達の問題についても話し合うことにはなるというふうな考えております。

またもう一つ、東京サミットにおいて、この政府調達の問題が、アメリカないしECとの間で議論になって問題を起すんじゃないかという御懸念につきましては、私どもはサミットはもう少し大きな次元での話ということをお首脳同士がされるというふうなことで取り上げられるようなことはないだろうというふうな考えております。

○中野明君 どうも東京サミットまでに結論を急がれる必要は私はこの性質からいってないんじゃないか、それを非常に急いでおられるように私どもも危惧をするわけです。

その点につきましてはもう一度伺いをします。が、外務省の小和田参事官が新聞社にどういふ形で発表をされたか知りませんが、記者会見というふうなことも伝えられておりますが、三項目にわたって、大体この点で大筋で合意ができるというふうな見通しを述べて新聞報道がされておるわけですが、この点については、外務省としてはどのようにお考えになっておるのですか。

○政府委員(手島治志君) 小和田参事官が先方と話し合ってきたことは、あくまで先方との間のアイデアの交換ということで、先方との間でそういうことについて合意をしてきたというふうな事実はないわけでございます。ただ、他方、できれば、できるだけ早い時期に今後の交渉をどういふふうな手順でやっていくかということにつきましては、これはわれわれもそうでございますし、アメ

リカ側としても早くそれをやろうじゃないかという話になっておりますので、具体的な三点ということについて先方と交渉の結果合意をしてきたという事実はございません。

○中野明君 それで、けさほど問題になりました相互主義ということですが、これは官房長官も言われたで、あなたもそういう意味のことをおっしゃいました。この相互主義というのはよくよくわからぬのですが、具体的に言えばどういふことですか。部分的に品物というのですか、たとえば電子機器、通信機器なら通信機器の貿易不均衡としましたときに、通信機器なら通信機器で相互主義をとろうとするのか、それとも全体の中での相互主義なんですか。その辺、相互主義ということ、どういふ受け取り方をなさっておるんですか、ちょっと……

○政府委員(手島治志君) 私がけさ申し上げましたときに、相互主義というのが望ましいということとを申ししたのは、いま先生の御指摘のようなきわめて厳格な意味で定義をしてあるということでありまして、むしろお互いに開放の方向に向かっている、たまた、その一方は動かないで一方だけやると、たとえば日本だけやれるというふうなことではこれはおかしいことになりまして、そういうふうな趣旨で申し上げたつもりでございます。

○中野明君 新聞報道ですからこれは御確認をするわけですが、「欧州共同体(EEC)を含む相互主義の達成をめざす」ということが小和田参事官の合意してきたというんですか、大筋の見通しの一つになっておるようですが、この辺はどうでしょう。

○政府委員(手島治志君) 私どもとしては、やはり単に日米間だけでなく、そのほかの電気通信機器を製造しているような主要國との間においても相互主義の方向で考えていくことが望ましいというふうな思っております。

○中野明君 それで、もう六月二日といふと、あとわずかしが日にちがないうわけですが、それで、この六月二日に、いろいろな心配しておるようなことを吹っ飛ばしてしまつて、案外外交交渉で、政治決着でストラウスさんと合意しましたと、こういうことになってしまつては、もうどうしようもありませんので、けさほど来、大木委員も御心配で御質問なさっている私も理解をしておるわけですが、そういう状況の中で、まあ大筋のルールをつくるというんですか、そういう下交渉に小和田さんが行つてこられたということなんです。これ六月二日にも決着ができてしまえば大変なことでございますので、その辺についての話し合いといひますか、外務省参事官の方から、アメリカへ行つて帰つてこられての状況について、何か郵政省あるいは電電公社にしかるべく打ち合わせなり、お話をあつたんでしようか。

まず郵政省の方から。

○政府委員(寺島角夫君) ただいま外務省の方からお答えございましたような状況につきまして、外務省の方から私ども連絡を受けております。したがって、この週末にストラウス代表が日本に立ち寄られるということで、そこで決着という話は聞いておりませんが、外務省からもお話をいたしましたように、外務省の担当者の方が訪米をされました。いろいろ調整を図つてこられたということは承知しておりますので、その経過というものを踏まえまして、今度のストラウス代表の来日の際にどう対応するかということに協議をしておると、そういう段階でございます。

○中野明君 郵政省も、けさほどの郵政大臣のお答えも、非常に何かこうよそよそしい、よそ省でやっているような感じが受けたらあなたの方は、本当に二日に大変な妥協がされたらあなたの方は一体どうするんです。いまのお話を聞いておつても、何か通り一遍の、それはもう外務省のやることですから私どもは知りませんと言わんばかりの、何かこう無責任なような返事に聞こえてならぬのですが、本当にこの二日にどうしようもない

ような妥協ができて、がっかりもうルートが敷かれてしまつたら、それから何ば騒いでもだめでしょう。

その点、郵政省として、外務省の話し合いの仕方といひますか、ただ外務省の報告を聞いて、さういふでございますかと、まあ何とかよろしゅう頼みますという程度では、これはもうどうしようもないような心配をしておるわけですから、もつと突っ込んで、実際にどうなるのかと、ストラウスさんが来られて二日の日に一体どこまで進むのかということについての心配は、私ども以上に郵政当局も、また電電公社としてもこれ大変な関心のあることだらうと思ふんですが、もう一度郵政省から御返事をいただいて、公社の考えも聞きたいと思ひます。

○政府委員(寺島角夫君) 先ほどお答え申し上げましたように、ストラウス代表が二日に参られるという予定があるというふうな何つておられますが、そのときに決着というふうな見通しがまだ定まつておるといふふうには私ども承知をしておらないわけでございます。先ほど外務省からもお答えがございましたように、一つのこれからの話を進めていく上での手順等につきましては、いままでは非公式な話し合いでございましたので、それを正式な話し合いにのせて、そういう形が行われるのではないかと推定はいたしておりますが、いずれにいたしましても、個々の具体的な中身についての決着というにはならないというふうな考えておるところでございます。

○中野明君 公社の方。

○説明員(前田光治君) お答えいたします。電電公社の方も、郵政省を通して、この本件の小和田参事官の米國での意見調整というものの概要について承つております。先ほど外務省の方からお答えありましたように、私ども承つておりますところでは、本件交渉の枠組みと手順といひますか、そういうものをなるべく早く合意に達して、東京サミット以降、この東京ラウンドの発効いたします再来年、まあ来

なかなか事務的な複雑さということからまいりま
すところの加入者に対する誤解を招くというこ
とから、簡易保険全体に対するイメージが落ちて
もいかぬなど、こういう心配をする地方の人たち
も多々ございました。

そういう中で、私たちといたしましては、当委
員会でもいろいろ前回御指摘いただいたわけでござ
いますので、さらにいま申しましたような点を
詰めて結論を持ちたい、かように考えておる
次第でございます。

○中野明君 この報告の報告書によりますと、五
十二年度で民間保険では百四十三万四千件の下取
り転換ができています、こういうふうな報告され
ているわけです。ですから、民間でできることが
どうしてできないんだらうか。手続がめんどうだ
とか何とか、手続でいうことになれば民間も同じ
ことじゃないだらうか。これは前向きで積極的
にやりますという答弁をしてからもう二年以上たっ
ているわけです。

それが、いまだに手続がどうのこうのというよ
うなことを言つて、本当に加入者の下取りにつ
いての要望が非常に強い。その加入者の利便とい
うものを考えることが先決でありまして、その辺を
もっと積極的に検討していただいて、大体これ
やる気でおられるのかどうか。本当に手続がむず
かしいからこれはもうそういうことを何ほ言われ
てもだめなんだというところなのか。それともやる
気でおられるなら大体いつごろまでにめどをつけ
るのか、その辺はつきりしておいてください。こ
れもう何年もたっているわけですから。

○政府委員(浅尾宏君) 先ほど来御説明申しまし
たように非常に複雑な仕組み、したがって、それ
に伴います事務など非常に複雑になっていくとい
うことから、加入者に対しても要らない誤解を招
くという心配があるわけでございます。そこで今
回報告を得た次第でございますし、また当委員会
でも指摘をいただいた次第でございますので、先
ほど来から申し上げておりますような困難な
問題点をいかに解決できるか、クリアできるか

ということを、これから夏までにいろいろ考えて
まいりたい、かように考えておる次第でございま
す。

○中野明君 そうすると、やはり結論としては、
やる気で下取り制度を実施する、そういう前提の
もとに作業を進めて夏までに結論を出したい、こ
ういうことですか。

○政府委員(浅尾宏君) 検討をいたすわけでござ
いますから、当然先生おっしゃいますように、や
る気で検討をするわけでございまして、もう当初
からやらないつもりでございまして検討にも入ら
ないわけでございしますが、そういう方向でこの検
討はいたすわけでございすけれども、それにい
たしまして、その研究過程でいろいろな問題が解
決されませんと、全国二万余の郵便局窓口、ある
いは保険の外務員が二万七千人おります。そうい
う人たちが十分そしゃくをして、利用者の皆さん
方とトラブルがないような仕組みにいたしません
と、かえってこの問題が解決しないという懸念も
ございますので、その辺を兼ね合わせながらもう
しばらく勉強させていただきたい、かように考え
る次第でございます。

○中野明君 だから、私言っておりますのは、検
討したけれども実際問題として無理だ、こういう
ことになる場合もあるからそう申し上げているん
であつて、どんないい提案でも、最初からもう提
案を聞いたときに頭からやらぬ気だというよう
な、そういうことじゃ困るんで申しているんであ
りまして、しかしながら、検討した結果どうして
も無理だという場合もあるわけですから、そこま
で私どもは実務者じゃございせんから言おうと
はしませんが、しかしながら、委員会では指
摘をされて、前にも前向きに、早急に実施の方向
でやると、こう答弁しておる。その上にまたここ
で勧告も出てきた。ですから、早急に結論を出し
て、その場合にどうなんですか、法改正が必要
なんですか。

○政府委員(浅尾宏君) 内容いかんによろうかと
思いますけれども、やはりこの転換そのものの性

格づけというふうなことから申しますと法律改正
が必要だと、一応いまの段階では考えておるわけ
でございます。

○中野明君 そうしますと、次の通常国会に法改
正を出せる、それぐらいのビッチでやられる
見込みですか。

○政府委員(浅尾宏君) いまの御質問の点につき
ましても、先ほど来申し上げておりますように、夏ま
でにその辺のところを結論を持った上で法改正
と、こういうことに相なるんではなからうか、か
ように考えます。

○中野明君 民間でやっていることですから、で
きるだけその利用者の期待にこたえるような結論
を出していただきたいと思ひます。

次の問題に入りますが、次に勧告では、簡保の
オンライン化問題に触れておられますが、この簡
易保険のオンライン計画、これの内容と進捗状況
を説明していただきたい。

○政府委員(浅尾宏君) オンライン計画の内容で
ございすが、全国に地方簡易保険局が七局ござ
いまして、その七局のうち東京と京都がメインセ
ンターと申しております。後、五局がサブセン
ター、こう申しております。それと、下部郵便局
に端末を置きましてオンラインで処理をしてい
く、こういうのが中身でございます。

それで、現在そのオンラインで処理をいたして
おります事務の内容でございますが、これは保険
料受け入れ事務、これがもう毎日発生してまいり
ますし、一番業務量の多いものでございます。こ
の保険料受け入れ事務というのが一つございま
す。それから貸付事務だとか、あるいは保険金の
即時払いだとか、あるいはまた、契約内容の照会
等に依じていく、これが現在オンラインで処理を
している業務内容でございます。

そこで、この計画が、それじゃどの程度全国的
に普及していったかと、こういうことになるわけ
でございますが、これは当面普通郵便局を対象と
いたしまして、五十二年の二月からこのサービス
を開始をいたしております。ことしの五月一日現

在でこのサービスに入りましたのが、普通郵便局
で六百八局の郵便局にもうすでに端末機を配置を
いたしましてこれで仕事をいたしております。大
体進捗率が五三・八%、こんなことに相なつてお
るというのが現状でございます。

○中野明君 このオンラインで普通局に端末を配
置してという計画でいま進めておられるようです
が、特定局を受け持ち局としている加入者に対し
ては、このサービスの提供はない、そういうこと
で、この勧告では、特定局を受け持ち局にする加
入者に対しても同質のサービスを提供する方途を
講ずる必要がある、こう言っているんですが、こ
れについての考えは。

○政府委員(浅尾宏君) いま御指摘のように、特
定郵便局には端末機を配置をいたしております。こ
れは取扱事務量が非常に少のうございす。か
ら、そういう意味からも、経済効率上から特定局
に置くのはいかがかなと、こんなことで現在は
特定郵便局には持つていませんが、普通局に加入
をしておる加入者と、特定郵便局に加入をしてお
ります加入者の間にサービスの差が多少あるわ
けでございます。これにつきましましては直ちにオン
ライン、端末機置いて同じようなサービスをやる
ということは、まだ現在の段階ではなかなか考え
られないと思うわけでございすが、たとえばこ
の勧告でも指摘を受けた即時貸付の限度額とい
うものが、現在特定郵便局では三十万円という
ことで制限されておるわけでございす。

そういう意味で、普通局と差があるわけでござ
いすが、こういうものも現在の郵便局の状況
等々から考えて、普通貸付可能限度額までは即時
貸付ができるようにしたらどうか、という
点で、オンラインでやっておるサービスと同じ
ように、機械は使わなければ、そういう面
のサービスアップを図っていかうかと、こういう
ことで、この点につきましても勧告でも指示され
たわけでございすし、前向きで検討しなければ
ならぬ、こう考えているわけでございす。

○中野明君 いまおっしゃったことも一つの方法

でありましようけれども、貯金事業につきましても、全国二万の郵便局を端末につけてオンライン化する。こういう計画がどんどん進んでおります。そうしますと、やはり同じ郵政省の中ですから、この端末機を共同で利用する、そういうような物の考え方というものはできないもんだらうかということですね。

何かしら郵政省の姿といいますか、郵政省を見ていると、それぞれ貯金、保険、あるいは郵便というふうに分かれていくわけですが、それがもう全然役所が違ふんじゃないかというぐらゐに独立して、余りにも非効率じゃないだらうかと。やはり郵政事業の一つの枠の中なんですから、共同で利用できるのは利用して、そうして事務の簡素化なり効率的な運用をする、こういう物の考え方というものができないもんだらうかと、こういうふうに私思うんですがね。

せっかく貯金の方ではちゃんと全国特定局までオンライン化してやっていると、こういうような計画が進んでいるんですから、だから、その端末機を共同利用していくような考え方をもちええしたならうまくいくんじゃないかという、こういう考え方も持てるわけですが、そういう考えはどうなんですか、なさったことないんですか。

○政府委員(浅尾宏君) お答えいたします。

いま先生御指摘の、貯金が特定局にも全部オンライン化、端末機を置いてやっていると、だからそれをばらばらと、まさにごもつともな御意見でございまして、経緯を少しお話をさせていただきたいと思つて、経緯を少しお話をさせていただきます。いまオンライン化するという計画を、貯金に先駆けてまして、簡易保険がやるよと、こういうことを計画した時点が四十七、八年ごろでございます。ちょうどその時期には、すでに貯金の方も多少保険におかれてやっていると、こういうことがございまして、そういうことがあったものだから、その時点で保険が先にやろうと、こう言っておるから、保険だけ先に単独にやらせると、こう言っているというふうな、いま先生御指

摘のまさに問題提起が郵政省内に当然起こったわけでございます。

そういう観点から官房の方が音頭をとりまして、省全体でそういうことが可能かどうかということいろいろ勉強いたしましたわけでございます。その結果、結論といたしましては現在のようなシステムになったわけでございますけれども、簡易保険にいたしまして、あるいは貯金のオンラインにいたしまして、恐らくもう容量の大きいことでは恐らく日本一、あるいは世界でも相当大きなものだらうと思つております。

簡易保険一つとりまして、あるいは貯金一つとりまして、もういま、現在中央処理装置などいいますと最大の機械を使つておると、こういう状況でございます。それとも一台じゃなくて、貯金などは四台も使つておられます、簡易保険の方も二台使つて東京の方でやっていると、こういう状況でございます。それを一つにいたしますとその機械がふえるだけ、こんなこと。そこを抽象的に申しますと、貯金にいたしまして、保険にいたしまして、事務量が非常に大きいたった、したがって、それぞれシステムをつくつて処理をしても決して不経済ではない、不合理なことじゃないという、そういう結論が当時出たように思ひます。

それからもう一つは、端末機でございますけれども、いまのは、これは全体としてもいまの話通するわけでございますが、端末機も貯金の場合にはキーをたたきまして数字をトントン入れていく、こういうことで比較の入力作業自体が簡単に済むという業務の性格があらうかと思ひますが、保険の方は、保険料から生年月日から、非常に細かい入力があるので、キーをたたきまして、一々貯金の端末機のようにキーをたたいてやっております。その間、間違いなり何なりが発生してくる可能性もあるというふうなことから、マーク方式などという方式をとりまして、入力方式もそれぞれの仕事に合ひ、しかも間違いが少ないという考え方から別の端末機も使つ

てやっております。そういうシステムにした方がいいと、こういう結論に相なつたわけでございます。まさに先ほど先生御指摘のように、これだけ全国機械化するわけでございますから、できれば一つの物にしたいことはいいわけですが、それともう一つは、端末機の処理場所を一つ考えまして、貯金の方は御承知のように窓口へ設置いたします。保険の方は内務事務でございますから、二階の保険課の部屋に配置をしておかなきゃならないというふうなことで、実際使用いたします場合にいろいろ問題があらうかと、こんなことも考えられますし、その辺のことが、保険がまずオンライン化しようという計画をつくりましたときに、そういう問題をいろいろ検討いたしました。現在のようシステムにしたと、このように御理解いた

いけません。もう全部つぶれてしまひます、そういう考え方では事業を運営しよたら。そういう点をもう一度根本的に考え直して、大臣、先ほども歓迎しますとおっしゃつたんです。こういうことについても報告でいろいろ指摘されているわけですから、どうかひとつそういう点について総合的に、やはり郵政省の中にも事業を効率化して一緒にできるものは一緒にやつていく。

○中野明君 非常にあなたのお話を聞いていて、とにかく消極的な、新しい時代の流れに相応して、郵政事業というものの赤字と赤字と赤字とが叫ばれて、また郵便料金の値上げとかいろいろの問題で絶えず大騒ぎになるわけですから、やはり事業の効率化、これをするためにどうしたらいいか、何か作業がむずかしいからどうか、最初の計画のときは、計画のときはどうあれ、時代の流れはどんどん変わつてきて、いま民間では多数の企業が一つのデータ通信を共同利用する

たっており、あるいは決めたことを下へ流して、しかし受けがら、一番最先端へいったら一つです。そうすると、下の最先端から見たときに、どうしてこんなことを上の方で話し合ひができて、どうも、まことに上の方の連絡はどうなっているんだと、二重にも三重にも労力が重なり、むだかふえたりするような形が行われているんじゃないかと、こういうふうに私思ひ

は多数の企業が一つのデータ通信を共同利用する。そういうときに、郵政省は、貯金は貯金、簡保は簡保、とにかくもう役所が違ふんじゃないかというぐらゐにばらばらで非効率なことをやつておつて、それで赤字が出ましたから郵便料金を上げてくれい言われても、私どもは納得できないわけなんです。

そういう点で、いま局長からそれぞれ経緯について説明はございましたが、大臣として、こういう問題についてもひとつ、郵政省の中にそういうことを本気で取り組む、企画をするようなそういうシステムといいますか、そういうことをお考えになつて、郵政事業の合理化といひますか、あるいは効率化といひますか、そういうことを推進さ

だから、作業がむずかしいわけばむずかしいなりに、機械を今度はもつとそれに対応させるようにするなり、あるいは職員の教育をするなり、これはそういうことをやつて初めて利用者に対するサービスであるとともに、効率的な事業の運営ということになるんであります。あなたのいうことを言ひよつたら民間会社ではどうしていつい

ちよつとお尋ねしておきたいと思つて、どうですか。○国務大臣(白濱仁吉君) 非常に私は努力をして、いま簡易保険局長から話のございましたのは、非常に膨大な機械でやつて混乱をする心配がある

というふうなことで、いま御指摘のとおりどうしたならば一番効率的にやれるだろうかということを話し合っている最中でありましたけれども、大事をとってそういうふうな話になったと思いが、御指摘の点については十分私もそれを御意見を受けて、至急検討をしていきたいと考えております。

○中野明君 それぞれの局なら局で考えて、局同士で話をしておたつて話にならぬと思うんです。やはりそれは総合的に調整する、企画調整といいますが、そういうところがないと、それぞれの局で話をしたら自分のところでやりたいというに決まってるわけですね。だから、その辺を大臣として、大所高所に立たれてそうしてしないと、局なら局で一生懸命自分たちで考えてそれを下へ流す。また他の局は他の局で一生懸命考えて下へ流す。こうなってきたときに、一番下の最先端では、受ける方は一つですから、上の方ではそれぞれ専門的に考えてこれが一番いいことだと思つて流してくるのだけれども、下へ来たら一本になつて受けなきゃならぬから、きのう連絡あった、きょうあった、あさってまたきたと、こういうことになつて、こういうことをどうして上の方で話をしておいて調整をしておいたものところに持つてこぬかという不満も出てくるんじゃないか。

そういうことを私は感ずるものですから、だから、大臣のおっしゃることも、局長のおっしゃることもわかるんですけれども、現状のままで幾らやってもだめだ。だから、これをやはり両方とも第三者というのですかね、別の機関が調整しないとこの話はまともでないんじゃないだろうか。こういう気がするものですから、それでその面の努力をお願いしたいと、こういうことでございますので、誤解のないように。

○国務大臣(白濱仁吉君) ありがとうございました。幸い官房にちゃんと調整する企画課もございますから、その辺で大至急進めるようにいたします。ありがとうございました、どうも。

○中野明君 どうもそれが機能を発揮していない

ような気がしてなりませんので、大臣から督励をいたしていただきたいと思ひます。じゃ、時間がございませんで、最後にもう一点だけ。

この勧告の指摘では、地方簡易保険局の人事——貯金局も同様だろうと思ひますが、これが非常に停滞をしておる。一部の管理職を除いて他局との交流がほとんどなく、年齢別構成でも四十五歳以上が非常に多く、配置転換を一層困難にしている、こういうことを言っております。これについては、やはり地方の郵政局長に管理、人事の問題を、権限を移行するとか何とかして、こういう人事の交流、新陳代謝といふことをやらないと、非常にこれは勧告の指摘するところだと私も思うわけでございますが、この点についての郵政大臣のお考えをお聞きして終わりたいと思ひます。

○政府委員(浅尾宏君) いま御指摘の、地方局が非常に高齢化しておるということ、オンラインの計画によりまして減員はございますけれども、新規採用はほとんどここ数年ゼロだと、こういう結果から、平均年齢等も非常に高齢化してきたという結果に相なつておるわけでございます。

そこで、人事を交流するために、地方局を郵政局長のもとにつけることはどうだという御指摘でございますが、現在のところはとにかく人事交流を、おっしゃるように進めていかなければなりません。そういう意味から盛んに郵政局等に本省のわれわれが督励をいたしまして、いまいち以上に交流を進めていきたいと、かように考えておるわけでございます。

○中野明君 大臣、どうでしょうか。この勧告お読みになつたと思ひますが、大臣も非常に歓迎するべき内容が多いという意味のことを申されました。これは人事の交流、新陳代謝ということ、やはり事業を榮えさしていく上において非常に大事なことだと思ひます。そういう点で、現在の制度そのものに問題があるんじゃないか、こういう指摘でございます。その点も含めて今後この勧告の趣旨を、最初に御答弁なさいましたように、

歓迎する気持ちで前向きに取り組んでいただきたい、このことを重ねて要望しまして終わりたいと思ひます。

○国務大臣(白濱仁吉君) 私は全くこの勧告を歓迎しまして、行政管理庁長官にも直接ありがとうございましたと言つて私は自分で電話をしたぐらいでございます。

しかし、いま御指摘の人員の配置転換その他については、非常にこれは郵政省全体が頭痛の種でございまして、郵便局の問題、局員の問題一つとらえても、あつちやつてくれこつちやつてくれという希望がある反面に、なかなかスムーズに動いていただけないというふうなことで頭痛の種であることは、これはもう私よりもむしろ専門的にいろいろ御調査いただいている先生方がよく御存じのことと思ひますが、いま御指摘の点については、先ほどから局長もお答え申したとおり一生懸命勉強して、これは困る困るでは実際に困るわけでございますから、勉強して努力をしていきたいと思ひます。

○中野明君 以上で終わります。○審判タケ子君 それでは、きょうは私、三月一日の本委員会における質疑に關連をいたしましてお聞きをいたしたいと思つております。

昨年の年末からことしの年初にかけてまして郵便事業の混乱は大変なものでございまして、国民に大きな迷惑をかけた。しかも、国民に迷惑をかけた責任というのは郵便事業の責任を持つ郵政省にあるという指摘というのは、これは私も三月一日に申し上げましたし、御当局もそのことをお認めになつたわけでございます。

で、その後、私もそういった点での解決を当局が鋭意進められておるであらうというふうな御信頼を申し上げておるわけでございますが、しかし、私どもの目に触れますのは、四月二十八日に発表されましたあの六十一人の解職、免職を含む八千人余りの職員の方々の処分だけが私ども報道によつて知り得たわけでございます。そのほか事態解決のための御努力というのはどのように進

められておられるのか、その一つだけは新聞報道等で私どももわかつておるんですが、その他の対策というのはどのようにお進めになっているのかというのには私どもにはわかりませんので、簡潔に述べをいただきたいと思ひます。

○政府委員(守住有信君) 先生御指摘のよう、昨年年末の交渉のやり方と申しますか、というのは、ああいうふうな二者択一というふうなやつでございまして、それではいかぬというところで、二月十日の大臣会見を契機といたしまして、労使の間でいろいろむずかしい問題があるにしても、とりあえずは入りやすいもの、あるいは当面、目の前に迫つておるものから早急に話し合ひに入ろうということ、これを使役間で合意を見つたわけでございます。その問題は詰めていきますと同時に、一方ではちやうど労働組合の方も地方統一選挙でございますとか、あるいはまた別に新賃金を中心とする春闘の動きというものがございまして、ちやうど一時中断いたしております。

しかし、またこの春闘の問題につきましては、私も特にまた新しい問題がこれに輪をかけてはいかぬと、こういうふうな気持ちから公労法に定めまるところの調停申請等もなるべく早目にルールに乗せまして、早く新賃金の問題が解決を見えるという期待のもとにいろいろやつたわけでございますが、御承知のように調停委員長見解ということ、それは郵政関係の現場の実態、労使というのは新賃金問題では紛争がないというふうな状況が進みましてございまして。

そこで、一方再びこの労働組合自体としても、それぞれ全郵政なり全通なり、定期大会を控えておるわけでございます。その定期大会を前にいたしまして、全通の方も、年末のような、ただ力によるだけのやり方ではいかぬかという兆しも見えてまいりましたので、さらにこれは、先ほどもお答えしたわけでございますけれども、きのうも主要項目といひますか九項目、重点項目を労働組合の方でもしほつて、私どもの内部も交渉委員会をやりまして、そして定期大会までに詰めるも

のはできるだけ詰めていこう、さらに問題によりましては定期大会以降ということもあらうかと思ひますが、年末になつて一挙に要求とか、交渉とかいうことではないように、いまの段階から年末を念頭に置きましていろいろな問題の交渉を煮詰めていく、こういう態勢にいま入っているところでございます。

中身、いろいろ細かい問題で整理ができた問題とか、なお継続で続けておる問題とかいろいろあるわけでございますが、おおむねそのような状況でございます。

○香脱タケ子君 そうしますと、私どもの目に触れたのは、八千人余りの処分の発表ということであったけれども、一方労働組合との話し合いというのは昨日ですね、いまおっしゃった、さつきおっしゃったのは。昨日九項目の重点項目として詰めてして、こういう話し合いがやられ出したと、こういうことですか。まあ労働組合との話し合いにとにかく入った、こういうことですか。

○政府委員(守住有信君) 二月十日以降入っておりますけれども、地方統一選挙とか、春闘というものがあつて一時ちょっと労働組合の都合であれになりましたけれども、さらにそれを継続しておりますし、さらに定期大会という問題意識を持ちまして、きのうもその定期大会までの段取りづけというのをやって、また中身に、交渉に入っていくわけでございます。したがって、ずっと交渉は各項目によりまして続いておりますし、一時統一選挙のころはちょっといろいろな事情があつた、こういうことでございます。

○香脱タケ子君 それでは、これは郵便事業の年末年初における混乱というものは、これはあなたの方では、部内の問題である労使関係の問題を、大変困難だと称して解決ができなかった。そのために国民に大変な、多大の迷惑を与えた、こういうことになっているわけで、解決を困難とすると言われている事態についての話し合いに入るといふのは当然の道筋だと思ふんです。

いと思ひますのは、企業なんですよ、結局、郵便事業という事業なんですよ。事業の責任の主体というものはやはり郵政省であり、いわゆる管理者なんですよ。で、労働組合との関係がどうあれ、国民にあれだけ多大な迷惑をかけて何一つ償いをしていないんです。全く国民に対しては何一つ償いをしていない。普通の企業であれば、これはあれだけ多大の迷惑をかけて何一つ償いをしていないというふうなままでは、これは管理責任者のうのうとその職におるということではまずできないんですよ、常識的に考えて。

その点で、これは大臣、そういう立場から見ても、国民は、労働組合には処分を発表されたけれども、それじゃ郵政当局は、一体だれがどのように責任をとっていくんだらうか、注目をしていますよ。どういふふうにお考えになつていますか。

○国務大臣(白瀧仁吉君) 私ども、先ほどから申し上げますように、当然責任を感じておるわけであります。また、どのように責任をとるか申されましても、やはり国民に対するサービスを遺憾のないようにしなければならぬ、そのための方途をいろいろと考へながら努力をしておるところであります。いま急に私どもがどういふふうな責任をとるかというのを申し上げようとしても、なかなかこれはむずかしいことではありますので、今後しばらく時間をかけて成り行きを見ていただきたいと、私からもお願い申し上げる次第でございます。

○香脱タケ子君 私は、重ねて申し上げますけれども、政府機関だから、これは重大な責任を負わなければならぬときでも、それなりに済ましていいんだというところではないと思ふんです。社会の常識として、企業の責任を持つ段階で、その相手方、特に利用者に対して、国民に対して重大な迷惑を与えたという場合には、これはその事の軽重によつて社長なり、あるいは常務担当重役なりが引責をするのは当然なんですよ。だから、郵政省当局といたしまして、そういう立場で対処なさるということがまず大前提として必要だと思ふんです。

そんなことはどっち向いているのかわからぬけれども、八千人余りの職員に対する処分だけは先行して出てきた。これはおかしいことを政府といふのはやるんだなということになるんですよ。そのことが国民の郵便事業に対する不信を、信頼感を薄めていく結果になるんですよ。その点は大臣、明確にやはり腹に据えて対処していただくということが何よりも今日の時点で重要だと思うわけでございますが、重ねてもう一遍お聞きをしたい。

○国務大臣(白瀧仁吉君) おっしゃるとおり、私も十分責任を感じておるところであります。御承知のとおり郵便事業は非常に人件を主にしてやらなければならぬ事業であります。関係で、私どもがどういふふうな逆立ちしようとも、やはり多数の職員が協力をしていただかなければ、だれがこれは責任をとろうとしても遂行できないということでございます。これは責任をとって私がここでやめた、だれがやめたということとだけではなかなか解決できない問題でありますので、将来にわたつて、どうした方が一番こうした事故が起らないかということを考へながら対応していかねばならぬ。これが国民に対する私は責任のとおり方ではないかと考へて、いま一生懸命幹部諸君とその解決に向かって努力をし、そして、組合の諸君ともその点をお互いに踏まえ、国民に向かつての責任をどうしてとるべきかという話を話合っている最中であることを御理解願いたいわけであります。

○香脱タケ子君 私申し上げたいのは、大臣の御答弁でちょっと国民の立場としては納得しにくいというものは、こういうことなんですよ。国民には迷惑かけつ放しなんです。当局の責任については知らぬ顔なんです。しかし、末端の職員の首は切りました。これでは国民納得できませんよ。当局の責任をたなに上げて、罪は下部の職員に押しつける。これはきわめて非近代的な、前近代的な悪代官のやり口、そう言われてもしょうがない。だから、納得しにくいというわけでございます。

余りきょうは時間がないですから、ここばかりかざらつておれませんが、その点、国民の目はそういう厳しい注目の仕方をしてるんだと、それに対して十分腹を据えて対処していただきたいということを大臣に重ねて要望を申し上げておきます。

次にいきますが、たかさんの処分をなさつたということは、当局のお考えでは、ことしの年末年初の郵便事業について円滑にいかせるためにということをお願いつてやられたんでしょ、国民に迷惑をかけるためにこれは処分などをお出しになつたんじゃないと思ひますが、その点はどうなんですか。

○政府委員(守住有信君) 別段ことしの先々ということじゃございませんで、御承知のとおりかと思ひますけれども、今度の年末年始にかけまして一番ひどかつたのは東京を中心とする地域でございましてすけれども、非常に極端なサボ行為が長期間にわたつて行われた、そして、年賀の拒否だけではございませんで、一般郵便物についてもほとんど仕事をしないとか、正規のやり方をとらないとかいふふうな形で、こういう状態が続いたわけでございまして、これでは公務秩序なり、職場の規律なり、業務の運行の確保、これは図られないというところで、この懲戒免職等を含む処分を執行せざるを得なかつたわけでございます。

○香脱タケ子君 私は、処分の内容にきょうは触れようと思つてないんです。処分をするにきよによつて国民にまた迷惑をかけるというようなことをやってもらつちや困りますよというのを申し上げておる。といひますのは、たとえばこういう事態が起つていふ。これは東京の板橋北郵便局ですがね、ここでは集配定員が五十七人で五十七の集配区を受け持っているんだそうです。私は現場の仕事の仕方というのはいくく知りませんが、一人が一区を受け持っているんだすね、これ。ところが、そこに処分が免職が二人、停職が十三人、訓戒が三十一

人で、訓戒以上の処分が計四十六人該当した。まあ免職の人はこちらも出勤しませんが、それから停職の人も十三人、これも出勤しませんが、停職だから。五十七人中十五人が欠員になったわけですね。

そこではいまだどういふ事態が起こっているかといひますと、速達が一日おくれななし二日になりそう、普通郵便は二日おくれ以上だ、特に大口の郵便物はすいぶんたまってきておる、こういう事態が起こっているんです。

これは私、当局は大変国民に迷惑をかけておいて、それで処分というやうな首切り悪代官みたいなやり方だけやって、それでまた国民に迷惑をかけるというやうなことで、これはもつてのほかだと。これはあなた、きょう私急に言うたから事情を知らないと思いますが、知らないと思ひます、それを聞いて私はちょっと驚いた、実際。

だからどういふ事態になつていゝかといふと、速達は早番と遅番という制度があるらしいですね。それで、早番がとにかく八区あるんで八人つけるらしいですわ。ところが、遅番の六区の六人は実際に勤めるのが二人なんです、人数が足りぬから。それで四つの区が欠区になるというんですな、それでどうしても一日おくれるというんだ。普通郵便の集配班も何か細かく言うたらいろいろ足らぬのですわ。それで大体二日以上おくれる。

こんなこと、あなた、それまた労使間の問題でしよう、処分というやうな問題も、処分というやうなことを、これは私、処分を認めるわけではありませんが、認めるつもりはないですよ。しかし、こういうことをやって、これ労使間の問題でやったことなんですよ、おたくが。またそのことによつて国民に迷惑をかけるというやうなやり方というの、それは国民の側になつたら本当にがまんならぬですよ。速達が来るはずやけど来ないからという窓口へも取りにきていゝというんですよ。どうします、こんなの。

○政府委員(江上貞利君) 板橋局の例をとつての御指摘かと思ひますが、早急に私どもといたしま

しては調査をいたしたいと思ひますが、一般的に申し上げますと、最近に至りまして郵便物の遅配については平常時と特に違ふ報告を私どもとしては受け取つておりません。欠員を生じましたところには、停職の方はやがて職場復帰もなさることでありまして、非常勤職員等をもちまして労働力の措置はいたしておるはずだといふやうに認識をいたしております。

○香脱タケ子君 四月二十八日でしょう、処分を発表したのは、やがて停職の人を出てまいりましょうからなんといふ何ちゅうぬけぬけしたこと言ひますか。それは該当している停職の人が一カ月の停職なのか、十二カ月か私知りませんが、そんな細かいこと知りませんけれども、あなたのところで労使関係の問題として処分をして、そのことで国民に迷惑がかかつていゝ。

これはたまたま私、板橋北郵便局の例を用ひましたけれども、八千人もやつて、それで東京中心に集中してあなたさき言うてたね。東京中心に集めるかもわからぬのです。あなたのところの処分によつて業務に遅滞を起し、国民に迷惑をかけるという事態が起こつておるというのを私が言うてゐるんだから、直ちに調査をして、その問題を解決するように手を打ちなさい。まずとにかく国民に対する迷惑だけは取り除くべきです。やりますか。

○政府委員(江上貞利君) 先生の御指摘をまつてもなく、私どもといたしましても、現場における労働力があるいは不足するのではないかといふやうなことは十分に調査もし、かつまた処置もしなければならぬところでもございまして、いままでもそのやうな配慮は十分にいたしたつもりでございまして。ただ、御指摘のやうな事実が仮にあるとすれば、当然に措置をしなければならぬ事柄でございまして、再度調査をいたしてみたいといふやうに存じております。

○香脱タケ子君 それは五十七人の担当のところへ、なれた人が十五人いなくなつたら大変だと思

うのよ、実際。これは私、現場知らないけど、局長、よろわかつていゝでしょう。大変なことです。アルバイトを恐らく入れていゝんやろと思ひますわ。しかし、そんなものすぐに間に合わぬでしょうが、四分の一以上もすばつと抜けたら。そういう点は、あなたのところはやることは何も――首を切つたり、停職をしつゝするのはあつさりやるけど、国民にそれをやつたら、そこではどういふ迷惑がかかるかぐらゐのことをちゃんと点検をして、手を打ちなさい。

私は、国民に迷惑をかけるやうな郵便事業といふのは改善せよという立場ですよ、まず。それすらできんかつたら、それは年末年初の片はつかぬのはあたりまえですが、あなた。大変迷惑かけて申しわけなかつた言うてゐるけど、またこんなことになつてゐるんです。これは御調査をいたしたい、迷惑のからんやうに、人員配置等に直ちに手を打つていただきたい、そのことを特に要請をしておきます。いいですね。

○政府委員(江上貞利君) 先ほども申し上げましたけれども、現在まで十分に調査もし、そのやうなことがないやうに心がけてまいつたつもりでございますが、再度御指摘をございまして、実際について私どもも再度調査をいたしまして、対策を講ずべきものがあれば早速にいたしてまいりたいといふやうに思ひます。

○香脱タケ子君 けしからぬね。現に速達が一日おくれ、普通郵便が二日以上おくれといふと申してゐる。これは利用者から言つてゐるんですよ。来るはずのものが来ないからいゝ行かんらぬ言うてゐるんです。それを、ないはずでございましてから再度調査をしてなさい、そういう傲慢な態度だから国民に迷惑をかけてはばからないといふことになつてゐるんです。調査をして対処してください。それから、あとわずかの時間ですよ、さらに申し上げておきますが、先ほど人事局長、労働組合と話し合ひを二月から始めておると言われました。五十三年度の人事の問題は三月におやりました。これは話し合ひを

してやられたんですか。

○政府委員(守住有信君) 五十三年度の人事で三月と申しますと、高齢勤奨退職、これを年に二回やるわけでございますが、三月は高齢勤奨退職でございます。この点につきましては労働組合の方に、個別の人事は別といたしまして、こういう勤奨退職のやり方ですとよといふやうな話し合ひ、意思疎通をやつて、三月期には実施をいたしましたところでございます。しかし、記憶でございませうけれども、約二千人足らず勤奨退職を、管理者等も含めてございしますが、やつたと記憶いたしております。

○香脱タケ子君 その昇任、昇格問題をめぐつて、あなたの方は労使間で大変むづかしい問題があつて解決ができなくて郵便事業が混乱したと言つてゐるんですね。これは前回にくどくどと伺つた。その一番焦点である昇任、昇格問題をやるのに、いよいよこれから解決を軌道に乗せよう、対策を軌道に乗せようといふときに、三月のときにはきちんと労使間で話し合ひをしてやるという態度をおとりになつたかどうかといふのはきわめて重大なことです。

私どもも伺つてゐるんですが、これはまた從來どおりのやり方がなされたといふやうに聞いている。もしそういうことであれば解決のめどは立たないといふことになるんです。これは私、特にこのことだけを追及しようと思つていないので、そういうことで職員の方とあなたの方との信頼関係が強化されるんではなしに、逆の方向に行くやうなやり方といふのは氣をつけなければならぬと思ひます。

私は、きょうぜひお聞きをしておきたいと思つておりますことは、もう時間がないので簡単に申し上げておきますが、九項目を通じて、九項目について一つずつ詰めるというやうなことで労働組合との間で交渉を軌道に乗せつたといふやうにおつしやいましたね。これは大変結構なことだと思ひます。

私が三月一日のときに具体的に幾つか、私自身

が調査をした具体例を指摘をいたしましたときに、あなたの方では、調査をいたしまして適切に処置します、あるいは調査をいたしますというのが幾つかございました。たとえば西淀川の郵便局、伊藤氏とその周辺のことというのは調査をする。あるいは福島とか大阪の中央郵便局、東京国際郵便局、それから仙台の役職員の欠員ですね、二十年も欠員のままでほっているという問題。十年、二十年はさらにあるじゃないかという話をしましたね。これは調査をして厳重に指導するとあなたおっしゃっている。早急に処置させるとおっしゃっているんですが、そういう点は御調査になりましたか。

○政府委員(守住有信君) 三月の先生からの具体的な御指摘、個別の問題、いろいろあったわけですが、中では公労委にかかっているものも実はあったわけですが、それ以外もいろいろございました。これ、いろいろ個別に調査をいたしました。中には先生の御指摘、たとえばあれは杉並南でございますか、御病気の方、官執勤務等々はいましたし、それから宮城県の方の、先生御指摘の主任や主事等で長い間欠であるという個別の問題、まだ全部にはいっていませんけれども、これ急がせて措置を一部しておるものもあれば、また全体論として主任の欠の問題でございまして、これは全体として人事課長会議もやりましたわけでございますので、その中でやっぱり職制というものは早急に判断し決断しなきゃいけないと。ずるずると、いろいろな事情があったにしろ、そこで総合判断で決断してもらいたいところ、こういうことも注意喚起、指導もいたしたところでございます。その他もろもろのことがあって調査をいたしておるところでございます。

○香脱タケ子君 私、個別に少しお聞きしようと思つたんですが、もう時間がありませんで、最後に申し上げておきたいなと思つていますのは、その具体問題を御調査をいただいて、同時に少なくとも職場の中で職員の皆さん方が組合差別を受けているというふうな印象を労働者の間で問題になるような人事管理、労務管理というのは、やはりやめなきゃならぬと思ふんですよ。これはもう原則として、三十万以上の職員を抱え、その人たちが自身で明るく、積極性を出して国民サービスに励むような労働環境、職場環境というものを、つくり上げるというのが労務管理の要諦でしょう。

ところが、中間管理職の皆さん方との間では、そうはなっていないんですね。これは具体例を幾つも幾つも出しました。私も部外者が見ても、これはそう言うのも無理ないなと思うような事例を幾つか前回お示しいたしました。少なくともそれが現場でも客観的に見たら、あなたの方はあれこれあれこれおっしゃるけれども、やはり組合差別だということの中で、労働者間でそういう問題が起こるということは、そういうことにならないようにするというのが、何よりも大事だと思うんです。

で、これは今度の八千人余りの処分だけではないに、期間中にも三万人以上の即決処分とかいうのがやられているというんですね。現場の局長というのは、業務命令と処分する権限はあるけれども、現場で現場の実情を一番よく知っている現場の管理者が、職場の労働者職員の意見をよく聞いて、そして団結をしてもらってがんばっていつてもらうというこの労務対策に対して何一つ権限がないというのは、これはきわめて片手落ちというか、全くひどい状態だと思うんです。

少なくともそういう状態じゃなくて、一番現場の責任者が、自分の配下で一緒に仕事をしてくれ、信頼関係を築いていこうというために必要な権能というのはやっぱり持たすべきです。業務命令とか、あるいは即決処分をするという権限だけを与えて、あとは何にも権限なしというふうな、そんなばかげたことじゃないです。それはしかし、現実にはそうなんですよ。解決する権限とか能力、機能というのは与えてないんですよ。これは、こういうままでは、少なくともぐあいが悪いと思

うんです。

その点はひとつはつきりさせて、職場の中ですべての職員の皆さん方が、ほんとに明るく団結をして、お互いに相談をして、創意を出し合つて仕事に取り組みたいという、いわゆる民主的な職場をつくりたいという、まを貫くべきだと思ふんですよ。その前提としては組合差別と一人一人の労働者が感じるようなやり方というものは、これは根本的に払拭するべきだと思ふんですが、いま労働組合との話し合いの進め方としてはそういうことを解決するということに立ててお話し合いを進めていこうというふうか、その点どうですか。

○政府委員(守住有信君) 労使間の九項目と申しますものの中には、人事だけの問題で実はございせんけれども、人事も重要な柱になっておるわけでございます。それは基本的なところで、労働組合の主張する経験年数主義というものと、私どもが言う成績主義というものが実は基本のところでは衝突するわけでございますけれども、しかし、どこかに共通認識を持たなきゃいかぬ、物は程度問題でございまして、そうお互いにオー・オー・ア・ナッシングでやっておるというわけにはいかないというところでございまして、そういう任用の問題、あるいは昇格の問題の考え方、やり方等につきましても、労使でお互いに共通認識を持つていこうということで、いろんな例を通じて、個別の人事となるときは問題でございまして、けれども、その物のとらえ方、やり方等についてお互いに意見を交換し合う、こういうことで合意を見ておるわけでございます。

○香脱タケ子君 そこをばつきりしていただきたいと思ふんですがね。私は、いや不当労働行為だ、あれはこうだこうだということをきくは言おうと思つていないんですよ。少なくとも国民に二度とああいう迷惑をかけてもらつては困ると、そのために郵政省の労務対策を円滑にし、職場を本場に職場の人たちにがんばってもらえる体制をつくらせてほしいという念願を持っていますよね。そ

れにこたえるという立場でどうしなければならぬいかというその基本をはつきりしてもらいたい。その基本というのは、部外者が見ても、なるほどね、これはそう言われたら組合差別と言われてもしょうがないと言えらるような、思えらるような事例、これは中の人たちはそう思いますよね。そういう立場をおとりになるかどうかという問題が基本だと思ふんですよ。

私は、きょうは、だれが不当労働行為をやった、これはどうするんやというふうなことを言おうと思つてないんですよ。実際には、だから、まず問題解決の当局の腹はどうするんやと、それはあな年末に、御承知のように繁忙手当その他実際に物的な、経済的な損失もはつきり承知しながらそれでもがらばつたという職場の人たちの怒りというものは、これは私無視しなきゃならぬと思う。それを業務命令間かなければ処分だ、当局の言うようにならなかつたら首だ、こういう労務対策、労務政策というのは、これは私はきわめて前近代的だと思ふんです。近代的な労働者、労働組合と当局との関係では、こういうことで労務管理を進めるということでは下の下策だと思ふ。

その辺について、本当にいま問題になっている、私どもも指摘をいたしました、労働組合からも七千件とやら出ているそうだけれども、そういう点をひとつやはり御調査になつて、職場の労働者の中にそういう不満を持たないで済むような労務対策を確立する。客観的には確かにこれはぐあいが悪いなと思える問題については是正していく、そういう立場での話し合いをお進めになるということなのかどうか、そこが基本だと思ふんですよ。つきりしておいてほしいと思ふます。

○政府委員(守住有信君) 具体的な先生の御指摘等も含めまして、実は全通の方からも六千件とか七千件とか称する問題、あるいは下部の組合の方からの指摘ではなくて、個々の実は組合員からの指摘を全通本部が集めた、こういうふうな聞いておるわけでございます。この七千件の処理と

申しますか、を通じまして、いろいろ調査すべきものもありますでしょうし、そのケース、ケースを通して、お互いにそれぞれの事情を述べ合い、立場、考え方を述べ合つて、その中からまた具体的なケースを通して共通の認識というものも出ますでしょうし、あるいは誤解とか、いろいろ一般的に私どもの方針の違ひとかいうものの中にはあるかもしれませんが、そういうものの中であるべく地方と申しますか、郵政局レベルの段階で、全国の地方の幹部諸君たちとも、あるいは現場の実態ということでは現場の問題も含みますけれども、そういう意見交換、話し合いの中でそういう共通認識と申しますか、立場は違ひしても共通の事項による理解、認識を求めていきたい。われわれもまたそういう指摘の中から反省すべきものは反省していく、このように考えておるわけでございます。

中央段階では、先ほど申し上げましたような、これは全通本部とでございますけれども意見交換をやっていく、こういうことに考えておる次第でございます。

○審脱タケ子君 最後大臣、私さつき申し上げましたように、やはり郵政省管轄下というのは、幾ら機械化をしても人の手を非常に大量に擁しなければ国民サービスができないという仕事を抱えていらっしゃる。その点で労務対策、労務管理というのははきわめて重要な柱だと思ふんですよ、郵政省の仕事の中で。その辺で大臣、とにかく何かと言へば、業務命令だ、明くる日は処分だという、言うこと聞かぬや首だ、首にするのはみせしめだみたいな、こういう奴隷的な労務管理、労務対策というのは少なくともやるべきだと思ふんですよ。

そして、近代的な労働者、労働組合というのが、何遍も言っておりますように、職場が明るくて一人一人が本心に創意を發揮し、本心に自主性を發揮し、国民サービスに努められるような労働環境をつくり上げていく。そのために二度と組合差別をつけられたなどというような労務対策という

うのはやらない、こんなことは払拭するという立場にお立ちになるべきだと思ふんですが、その点の御見解だけをお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(白濁仁吉君) 私どもも、もちろん明るい職場をつくつてもらいたい、秩序ある職場をつくつてもらいたいということは私どもの念願でありますし、御指摘のとおり、人の力によらなければ、ただ機械だけでこれが済むという職場でないことも承知しておりますので、そうしたことで協力をしてもらいたいということを繰り返しお願いをしているところでございますので、労務がいかに大事かということとは十分考えておるつもりでございます。

○審脱タケ子君 大臣の御答弁、満足できませんけれども、時間がありませんので終わります。

○木島則夫君 衆議院段階で審議をされております放送大学法案について基本的な郵政省の考えを伺つて、また私見を交えながら、これだけは絶対に譲つていただきたいという私どもの立場を明確にさせていただきたいと思ふわけでございます。

衆議院段階での審議が進むにつれていろいろな問題点が出てまいりました。ことに放送サイドに立つた問題点、それから派生をする、それに関連する危険というふうなものが出てまいりました。これは文教委員会、あるいは通信委員会の連合審査でもつまびらかにされたところでござい

最初、私は基本的な考え方をまず申し上げておきたいと思ひます。わが国の学校教育、社会教育の充実を促進するために、各種の教育手段を拡充をし、特にその中にありまして、近年国民的な要請の強い生涯教育の機会の増大を図ることはきわめて大事なことであり、これはもう教育施策の大きな一環として差し支へはないと思ひます。この点については、施設事業の側面からいしましても、放送の持つ教育的機能の伸長を図り、国民の要望にこたえるよう努めるべきであることは言うまでもございません。

したがって、放送大学という言葉から受けるその概況、概要については、大方の人たちがこれをやはり認知をするというか、認める発言、受け入れをしていくようでございます。しかし、一般的に放送の持つ教育的機能の伸長、充実を図るだけでなく、放送を用いて正規の大学教育を行うことを目的とする放送大学を、国費を主な財源として設置することには、これは教育制度の側面だけではなく、放送制度の側面からも基本的に検討が必要である。このことは、先ほど申し上げた衆議院での審議段階でも問題点が指摘をされつ

で、そのことを私どもが仄聞をいたしますと、やはりこれは衆議院の段階でも、郵政省の基本的な考えを伺つて、これ以上は絶対に譲つていただきたくないという私どもの線を明確にしたいという趣旨がここから生まれてくるわけでござい

さて、そのマスコミュニケーションとしての放送の特性というものは、電波を媒体として瞬時に広範な地域の家庭内の視聴者に対して直接放送内容を伝達できる点にありまして、この影響力はきわめて強力でございます。したがって、一國の放送制度、放送政策のあり方というものは常に慎重検討される必要があり、わが国におきましては昭和二十五年、放送法の制定に当たつて、放送に対する政府の介入を極力排除することを基本とし、「放送の不偏不党、真実及び自律を保障すること」をその基本原則とすることとして、放送法第一条にこのことが明記をされてきたわけでございます。

わが国の放送事業は、この放送法によりまして公共放送、民放の二本立ての基本体制のもとに今日まで発展したわけでございますが、放送番組の編集の面はもとより、公共放送としてのNHKの財務、人事面につきましても、視聴者の直接負担による受信料制度、予算、事業計画の国会承認制度、経営委員会による会長、監事の任命等の自律性の確保のためにいろいろな配慮が払われてき

ている。これが放送法の根本的な趣旨に沿つたあらわれであるというふうに私は理解をしております。

これに比べまして、今回提案のありました放送大学法案における放送大学学園は、独立の特殊法人という形はとっておりまして、国費を主な財源としたしております。この人事についても、理事長、監事はもちろんのこと、学園の業務運営の重要事項を審議する運営審議会委員も文部大臣がこれを任命をする。学長は、理事長の申し出に基づいて文部大臣の認可等、財務とか人事の面につきましても政府と密接な関係を持つています。

こう言う大変言葉は体裁いいんだけれど、文部大臣の権限というものが非常に強大なものになつていくということは、私は率直に認めるわけでありまして。このことは、大学の管理運営制度としても私は問題があると思ひ、自主、自律を原則としてきたわが国放送制度に対して大きな変革を加えるものであり、これは私の危惧でありました。長年私はマスコミの中で育つてまいりましたし、体験をしてきたそういう体験のものにはつきり申し上げさせていただきます、将来一歩誤れば、官製放送、画一的な思想の誘導機関が生まれる危険も決して皆無ではない、こういうことを私は心配をしていくものであります。

したがって、いまや国民の日常生活にとりまして必要不可欠な存在となつていくわが国の放送について、将来にわたつての重大な制度的な変革が加えられようとしていく以上、教育制度の側面からだけではなく、放送制度の側面からも十分な論議がなされてきたかどうかという、私は必ずしもそうじゃない。十年前にこの放送大学法案、放送大学、この構想が起りました。それからもつともっと私は放送のサイド、法制面、制度の面から論議がなされていくべきであつたと思ひけれども、何かこの面での議論が必ずしも私は並行して行われてこなかったんではないか——形式的にはやつていらした、確かに。

この点について、まずひとつ当局のこれまで十年にわたる大学構想、そして、今日の具体的構想がまとまった段階までのあなた方の放送サイドからのアプローチというものが十分であったかどうか、ひとつ基本的なこの点をただしておきたいと思ひます。いかがでしょうか。

○政府委員(平野正雄君) お答え申し上げます。

先生御承知のように、昭和三十九年に臨時放送関係法制調査会の答申が出されておるわけでございますけれども、その答申書の中におきまして、放送大学とは申しませんが、いわゆるテレビジョン放送の教育機能に注目をいたしまして、今後ますます重要になるであろうことを予想しながら、そのために周波数等の確保を答申する一方、経験的に従来の教育テレビ等のふぐあゝというものを率直に認めまして、そして将来、いわゆるスポンサーによらない体制の必要性ということを見しておるわけでございまして、私どもといたしましては、この臨放調の精神といひますか、流れに沿うことが必要である、そういう感じ取り方をずつとてまいってございまして、したがっていままで、郵政省といたしましては、昭和四十一年の第五十一国会におきまして電波法、放送法が廃案になって以来、省内に電波法、放送法を審議するための委員会をつくりまして、放送大学の問題を含めまして鋭意検討をしてきたわけでございまして。

一方、御承知のように昭和四十四年に郵政省、文部省が共管によりまして、当時はまだ放送大学という構想ではございまして、送による教育機能を最高限發揮するためにはどのような形が必要であらうかという意味での検討をしてまいってございまして、その後におきまして、文部省サイドにおきまして、外部の学識経験者等にも参加をいただきまして、この放送大学がいかなる形態、あるいはその内容を望ましいとするかどうかという点につきまして鋭意検討されたわけでございまして、その間におきまして郵政省といたしましては、先ほど先生も御指

摘ございましたように、このテレビジョン放送の教育機能というところに着目をいたしまして、文部省のいわゆる特殊法人によりまして大学教育を、放送という手段によって行うことに賛同をいたしまして、人を派遣するなど積極的協力をしてまいってございまして。

そのような状況が、最近に至りまして郵政省と文部省との共管という形でこの特殊法人放送大学学園というものを御提案申し上げる段階まで統一してまいってございまして、郵政省といたしましては、文部省との協力関係ということもございまして、郵政省独自のことはございまして、長年の間検討してまいって、その間におきまして御承知のように、先ほど申し上げました臨放調の答申の流れに沿ひまして、この放送大学のためにテレビジョン放送全国一系統、FM放送、ラジオ放送全国一系統の周波数を予定しておるというような措置もとったわけでございまして。

○木島則夫君 電監局長、恐れ入りますが、質問事項として提出しておかなかったことをいま私お尋ねをいたしましたので、その辺はひとつ自在にお答えをいただいて結構でございまして。

さて、現在までのわが国の放送は、全国あまねく放送を行うことを法制度的に義務づけられているNHKと、何人もその発意によって放送局の免許を得ることによって行うことのできる民間放送の制度のもとに、放送に従事する者の自覚と努力によって発展してきた、こういうふうには私に言つていいと思ひます。ことに私は、この自覚と努力ということに力点を置きたい。

これは私流の表現かもしれないけれど、この自覚というものはどういふものかというところ、マスコミの影響力の大きさというものを心の底から自覚をすること、そのことから起きる恐ろしさというものを自覚をすること、そしてマスコミというものが、一度電波を介在してメディアとして走り出すと、なかなかとどまるものではない魔力を、まことに不可思議な力を秘めているということを認識をすること、そして、そこからくる——であるか

ら、この電波というものを本当に国民の皆さんのために公平に、限られた資源としてうまく使わなければならないという、謙虚さを持つという自覚のもとで運用をされなければ、今日の二本立て放送制度というものの発展は私にはなかったというふうに申し上げたい。

そこで、特にNHKは、この二本立ての放送体制のもとにありまして、テレビジョン教育放送とか、あるいはラジオ第二放送によって各種の教育番組を編成してきたわけでございまして、将来全国にわたって第三の放送事業者としての放送大学学園の放送が実施される場合は、このNHKの放送番組に影響を与えることは当然のこととして予想をされる。

また、現在NHKと民放の経営財源については、一方には広告放送を禁止をしております。禁止をするにとともに、国民の直接負担による受信料制度によることとして、他方は広告料を主たる収入源とするとして、他方は広告料を主たる収入源とするとして、今後国費を主な財源とする放送大学学園の放送ができた場合には、究極的には国民負担の増大を招く結果になると思ひわけでございまして、NHKの自主的な経営財源である受信料制度というものの将来いかなる影響を与えることも、これは十分に郵政当局はもう腹の底からこういうことはおわかりになっているはずでございまして。

しかも、放送大学学園法案では、これに関連をいたした放送法改正を附則で片づけてしまふ、言葉が悪ければ附則で処理をしようとした。私は切り離して抜本改正をすべきだという論者なんです。

また大学は、正規の手続、入学手続をとらなければ無料で受講できません。これは後で資格そのほかの問題に影響をしますけれど、こういう形で正規の手続をとらなければ、電波を受けてこれは無料を受講できるというところで、片やNHKは受信料をいただいて教育、教養番組を放送しているという両者の間に不公平さも生じないではないというところで、さらに財務、人事面において政府と密接な関連

を有し、かつ教授に任期制が導入されることなどから、放送大学の教育の自由、学問の自由の確保について危惧する指摘も多いわけでございましてけれど、私がさっきから申し上げておるうちに、一体日本の放送制度、いわゆる放送法の根本の趣旨というものは、政治権力から放送というものの安全性を図るために距離を置き、幾重にもここに歯どめがしてあるということが、私は根本のやっぱり原理になっているはずだと思ひわけでございまして。

したがって、文部大臣の権限が非常に強化をされている。そのこと自体、イコール電波に乗るということになりまして、文部省の方に何うと、これは十分の歯どめがしてございまして、十分な処置はしてございましておっしゃるけれど、私は必ずしもそういうふうな楽観的な見方はしていません。

どうでしょうか、きょうはひとつ率直に聞かしていただきたい。あなた方も放送サイドに立って、これだけ文部大臣の権限が強化をされている、ある程度理事の任命、そういうものにも文部大臣の好きざらゝゝ、恣意が働くことだってあり得る。そして、こういうことを話されては困るというふうな教授を任命することも、あるいは文部大臣の恣意によって、お考えによってこれを拒否することもあるというふうなそういう学園が即メディアとなつてくるそのことの危険性を申ししますか、これは私は放送というものに携わっているあなた方ではないけれど、私どもでなければ、なかなかこれは実感としてわからないんだらうというふうな自負をするものであります。あなた方も自負をいただいていると思う。郵政大臣、いかがですか。私ね、率直に伺いたい。

実は先ごろこの委員会でも問題になりました、郵政省を窓口としまして進学ローンというものを、おつくりになった。何か最初は趣旨としてはこれはいいんだなというふうなことで、論議に入つたら、担当大臣の服部郵政大臣が、御自分から大したもののじゃないんぞと云々というふうな趣旨のことをおっしゃって物議を醸した例がここにある。

一度養成してしまつたから、一度こういういきさつになつてしまつたから、もう後には戻れないんだということでのちゅうちょよりも、私はやっぱりこれを論議すれば論議するだけいろんな問題点が出てきて、しかも放送サイド、根本に日本の放送、たとえば二本立て制度、NHKの受信料に対する影響力、放送の自由、自律、こういうものに直接かわり合ひのある内容を持つた放送大学、それと即メディアというものが直結をしたときの私どもの心配というものは単なる危惧でしょうが、大臣、私はきょうは率直にこの点をお伺いをしたい。それがこの通信委員会における放送サイドからの主体制、郵政省が主体制を持つた私のお答えになるはずだというふうに思っているわけでございます。大臣、いかがでございますしょうか。

○国務大臣(自派仁吉君) 木島委員が非常に専門的な立場でいろいろお話をしていたので、私も拝聴したところでございますが、長い間その折衝に当たつて文部省と折衝してまいりました局長から御説明をいただきますので、私の説明ではどうも十分な御答弁ができないと思ひますので、御了承をお願いしたいと思います。

○政府委員(平野正雄君) 私、率直に申し上げます、いま木島先生から御指摘のございました点につきまして、非常に重要なポイントが含まれておるといふふうに理解をいたします。

で、この放送大学学憲法でございますけれども、放送大学学憲法をまとめるに当たりまして、やはり正規の大学教育を電波によって、放送によって行ひいゆる大学教育という観点からする一つのまとめ方、それから、やはり放送である以上は、私どももいたしましては、既存の放送に与える影響を最小限にいたしたい、そういう意味における放送サイドからするまとめ方、そういう両面をどのように調和、調整をしていくか、さらに、国立でもない私立でもない、いわゆる特殊法人立という、いまだかつてない、いわゆる大学であるわけでございます、そういう点につきまして、

どのように学憲法の中で整理をしていくかということに一番努力をいたしたわけでございます、個々の点につきましては、先ほど御指摘のございました点につきましては、私どももそれなりに努力をしてまいりましたということを申し上げたいと思ひます。

○木島則夫君 もうちょっと率直にひとつお答えをいただきたい。大臣から、専門に文部省と接触をしてきたし、専門的な立場でこの問題を検討してきたということで、局長に譲るといふ大臣からの御許しもあるわけですから、ひとつ電監局長ね、いろいろ配慮をしながらできたものが今日のこのいわゆる放送大学学憲法案であるということであるならば——私は余りいまだから逐条審議をしようなんというとは思ひない、基本的な問題だからそれならそれで、私は一つ一つこれを逐条的に申し上げますよ。しかしきょうはその時間がありません。

で、審議をしてきた結果がこれであるというならば、私はちよつと郵政省の姿勢というものは、放送行政を、日本の放送を本當の意味で守つていくとする、育てようとする、将来展望を持つとする郵政省としては、私ちよつと——ちよつとどこか、不満なんです。どうですか、電監局長、ひとつ率直に聞かしてもらいたい。私はやっぱりこれでは放送の持つ——いいですか、二本立て放送を初めとする日本の放送行政をあなた方が推進をしてこられたお立場上、問題点があり過ぎるんだ、はつきり言つて、ここには、あり過ぎる。

それを即放送のメディアというものをこれに流した場合に一体どういふ影響が出てくるか。たとえばこの二本立て放送に第三者のチャンネルが加わつて大きく二本立て放送を揺さぶる結果にもなりますね。そうすれば、それがいま財政的に非常に厳しい状況にあるNHKというものにもっと大きな揺さぶりをかけることにもなりかねない。そうでしょう。そういうことを一つ一つとていきますと、これはえらいことですね。

五十七年に、つまり東京タワーを中心にして大

体関東一円に放送されるということでありまして、これ、もう一つそれじゃ文部省のお答えの中で欠けている、一体将来何年後に全国あまねくネットワークができるのかというようにもなつてきつていない以上、いわゆる放送の機会均等、教育の機会均等という面からも私は大きな問題があると思ひます。

そして、五十七年、八年になれば、放送衛星がある意味で実用的段階になつてくることも確かです。そういうものが上がったときに、一体これらの放送法、電波法というものを根本的に変えていかなければならぬという大きな包括的なビジョンの中でこの問題も処理していかなければならぬというふうな気もしてはいない。

きょうは質問事項は基本的にはお出しをしておりますけれども、もう日ごろの電監局長ですから、私はもう遠慮なくいろいろ伺いたい。あなたもひとつこういう機会でも、本當に郵政省の自主性、電波監理局としての自主性を持つて、これとこれとこれはやっぱり危惧があるんだと、だから、将来も一つこれはこういうふうな放送大学をつくつていく上で端どめをする意味で、率直な御意見を——文部省といふ十年越しに検討してきた結果がこれなんだと言われますと、せつかくわれわれここでもって、日本の放送体制をどう守つていつたらいいの、自由と自律、二本立て放送をどうやって維持していつたらいいか、こういうことが揺らいでくるわけですよ。私の言うこと、決して感情論で申し上げているんじゃない。いかがですか、電監局長。

○政府委員(平野正雄君) ただいま御指摘になりましたNHK、民放に対する影響についてでございますけれども、放送大学学憲法の策定の過程におきましては、郵政省といたしまして、先ほど申し上げましたように、既存の放送秩序に与える影響を最少限にとどめたいということであり、NHKの要望等も十分に勘案をいたしまして、その放

送大学学園の放送を、学校教育法に基づく正規の大学教育のための放送に限定をしたわけでございます。

御承知のように、NHKは本来教育、教養のほかに報道、娯楽等をバランスを保つて放送することに放送法でなつておるわけでございます、そういう意味からいたしまして、また、NHKが教育放送をいたしておりますけれども、その教育放送も幼稚園から大学までという非常に広い範囲の方々を対象に放送をしておるわけでございますが、この放送大学学園は、御承知のように正規の大学教育を放送によって行ひいゆることでございますので、NHKに対する影響は少ないであらうというふうに考えておるわけでございます。

また、民放との関連におきまして、御承知のように、民放が広告料によつてなりわいを主としていたしておる、こういう観点からいたしまして、この放送大学学園の放送に対しましては広告放送を禁止するというにいたしましたわけでございます、このNHK及び一般放送事業者と与える影響につきましては、学憲法案の中で私どももいたしましては十分に配慮をした措置を講じた次第でございます。

しかしながら、放送は生き物でございますので、NHK、一般放送事業者の既存の放送秩序に及ぼす影響はないものというふうな考へておりますけれども、この点につきましては、今後の運用の中で私どももいたしまして必要があれば十分に配慮をしてまいりたい、このように存じておる次第でございます。

○木島則夫君 何しろ三十分でこの議論をしようというのがたい無理なんです。ですから、私が申し上げた基本的な考へ方というものを郵政省の主体制と置きかえていただきたいと思います。

いま電監局長は、はしなくも放送は生き物だとおっしゃつた。大変いいことをおっしゃつていただいた。まさにそのとおりであります。生き物でありますから途中でどう変わっていくかわからない、はつきり言つて、これは私がマスコミにおつ

たときにいろいろ仄聞をするところでありました。たとえばこういうことがある。正規の大学教育にのっとって放送するとおっしゃっている。しかし、いいですか、たとえばこれは放送事業者が再免許を受けるときに、一週間前、十日前の番組種別表——目的別、種別によってどういう番組をどの程度きちんとやっているかというふうな郵政省に対する提出書類を仄聞すると、たとえば科学技術番組の中に野球中継が入っているんですよ。だから、まさに生き物なんですね。たとえば音楽、体育がある。実技がある。王選手呼んできたっていいんだ、そこに。日本の歌謡演歌史、その中に都はるみさんと呼んできたってこれは文句はない。つまり、そういうふうなことで拡大解釈をされますと、正規の大学教育云々という影響は少ないと、こうおっしゃるけれど、放送はまさに生き物であります。やっぱり見てもわからないだめだということにどうしたって引きずられがちであります。私はきょう、一時間か二時間かけてこういう議論を徹底しようと思った。しかし、私の言わんとするところは大臣、おわかりいただけると思うわけでありました。

ひとつ、行きがかりがこうであったから、今日までの生成過程がこうであったから、これはもうもとは戻れないんだというお考えでなしに、私はやっぱり日本の放送行政なり、ここまで日本の放送を健全なものとして郵政省がその環境を整備、おつくりをいただいたその実績とその自主性において、ひとつ私の言わんとするところをおくみ取りをいただきたいと思うわけでありましたが、もう時間が来ましたから、郵政大臣、ひとつどうでしょうか。私が言っていること間違っているでしょうか。これは郵政大臣にひとつお答えをいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○国務大臣(白濱仁吉君) 木島委員から、木島さんの御発言間違っているかどうかという私に対するお尋ねですが、私としては提案者の一人ですから、こだわるわけではございませんけれども、十分に文部省と郵政省が検討して、これならまあ大丈夫であると、御心配されることもないであらうというふうな、そういうふうな考えで提出をしたのでございますので、間違っているかどうかという御質問に対しては、私は非常にお答えにくいというところを御理解願いたいわけでございます。

○木島則夫君 電監局長。
○政府委員(平野正雄君) 番組の点につきましては、もう先生十分に御承知のように、放送法四十四条の三項、これはお守りをいただくということにいたしておりますが、何分にも先ほど来お話が出ておりますように、正規の大学が正規の大学教育を行うわけでございますので、大学の権威というものを私どもは信頼をしております。郵政省といたしましては、先生の御心配のないように、今後の運用の中で十分に対処をしております。

○青島幸男君 せんだつての委員会で、私もこの放送大学法案の問題につきましては申し上げたんで、それから大臣にもこの問題について篤とお考えいただきたいというふうに御要請申し上げたんですけれども、いまの木島さんとのやりとり伺っております。何と申しますか、絶望感に突き飛ばされたといえますかね、こういう認識でこの重大なことを決められるということがどんなに大変なことか、私、いま木島さんのお話伺って、いま私、間違つてまいらうかという御質問がありましたが、私も全く同感でございます。木島さんのおっしゃるそのとおりだと思つて、いまこの重大な折にこんなことで進められてしまつては、それこそ取り返しのつかない問題に後でなるはずで、既存の放送に影響がないものと思ひます程度の認識でこの重大なことを推し進められてしまつては、これは迷惑です、国民は心から、これはお願い申し上げます、国民は一度よく放送のあり方と意味というものと、大学放送のこれからつくられようとする大学の学園、大学の学問の自由などというものもあわせて深くお考えになりまして、撤回するなりするよう

な方針で考え直していただくように心からお願いいたします。
これ、もつと広い立場で、それこそ自由討議とでもいいいますか、皆さん方の、ここにおいでで通信委員の方々とも、質疑というのではなくて、自由討議というふうなことで、存分に御意見を御出しいただくような形で進められればそういう機会を持つて、提案者の趣旨もよく承るし、われわれの考え方もよく交互に、相互に理解が行き届くようにして進められるようにできないものかというふうな感じ切ですね。(賛成、賛成)と呼ぶ者あり)

何か機会がございましたら、委員長、この際からお願い申し上げますけれども、そういう機会を設けられまして、もつと徹底的に、腹藏のないところをお話し合いになって、本当に国民の皆さん方の一人一人の利益、あるいは将来の子供たちの教育にもつながっていく問題として徹底的な議論がなされなければ、通信委員としてここに名を連ねていることをむしろ恥とすべきだと思いますね。

これからますます重要な問題になるので、お話を進めようと思つたけど、電監局長のそんな認識では、私、これから先、議論が進められせんので論議しません、この問題については、ただ心から再検討をなすべく下さる様に伏してお願ひするのみです。残余の問題もありませんけれども、私、質問する気力を失いましたので、本日やめさせていただきます。

○委員長(赤桐操君) 青島委員の御提案につきましては、委員長の手元において検討させていただきますかと思ひますので、御了承いただきたいと思ひます。(賛成)、「結構でございます」と呼ぶ者あり)

本日の質疑はこの程度にとどめます。
○委員長(赤桐操君) この際、参考人の出席要求

に関する件についてお諮りいたします。
通信・放送衛星機構法案の審査のため、本日の委員会に、宇宙開発事業団副理事長鈴木春夫君を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり)
○委員長(赤桐操君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(赤桐操君) 次に、通信・放送衛星機構法案を議題といたします。
本案の趣旨説明は前回聴取しておりますので、これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言をお願いします。
○大木正吾君 新しい法案の審議、質問等に入ります前に、私も実はいまの放送学園法案ですね、この方の話で大部分の会場をしんとさせまして、気持ちの面でもいまの両委員の発言に賛成なんです、やはり日本の放送を、NHKを中心とします放送の自主性、主体性を守るために、非常にこれ、放送法の改正自身が難航を続けておること間違いないわけですから、ぜひ委員長におかれまして、そういったことについて、単なる形式的な連合審査とかそういうことでなく、フリーに、時間制限を余りしないで、むしろ通信委員会として、この法案について相当時間をかけたどうか論議の機会を持つ、このことをお願いしておきます。

さて、そのことをお願いいたしまして質問に入りますが、まずこの法案の中の機構法案という名称、私も、長い間いろいろなこと、労働界なり、その他政党関係のことをやってきましたが、新しいこの法案につきましても通信・放送衛星、その次の機構法案という「機構」という言葉なんです、これについて、どういう経過でもってこういう名称が使われたか、ばかげた質問かもしれませんが、ぜひ教えてください、どういうふうな考えで。

○政府委員(平野正雄君) 名称をどのようにするかということにつきましては、法律上特段の制約があるわけではございませんので、私もいたしましては、法人の業務内容等から、その業務内容に最もふさわしいものという観点から種々検討をいたしたわけでございます。

最終的には機構、協会、あるいはセンターというような名称が残されたわけでございますが、協会は本来社団法人的な性格を有する団体に多く使用されておるというふうな存じますし、また、この協会及びセンターは、比較的小規模な団体に使用されることが多いというふうなことから、余りたくさんは例がないわけでございますけれども、ないわけではございません、機構にすることが最も適当であろうというふうに判断をいたしました、「通信・放送衛星機構」という名称にいたしましたわけでございます。

○大木正吾君 何というんですか、これ、しゃれた名前というふうな言ったらいいの、あるいは創造的な名前と言ったらいいの、よくわかりませんけれども、役所とか、あるいはこういつた通信委員会等ではわかるんですけれども、やっぱりもう少し国民になじみやすい名前にしてはしかなかった。

たとえばいまおっしゃった中で、事業いたします、こういう話がありまして、そしてそのためにこういう言葉を使ったということをおっしゃられたと思うんですけれども、ずうぶん財団法人、社団法人、あるいはいろいろなことがありますが、この名前について、こういう機構法案という名前をつけますと、逆に上に「将来警察関係が衛星を持つかどうかかわかりませんけれども、そういった名前をつけて機構という形にするのか、全然別の名前をつけるか、少しやっぱ問題が将来混同してくるような心配を持つものですか、しゃれた名前をつけたなどは内心は思っているんですが、その辺のこと深い意味はないわけですね、これは。将来名前を変えることはないですか。

○政府委員(平野正雄君) 将来名前を変えるかどうかというところまでは、実はいま率直に申し上げまして考えていないわけでございますけれども、先生御承知のように、インターネットというのが日本語に訳しますと国際電気通信衛星機構、インマルサットというの、最近新聞によく出ておりますけれども、国際海事衛星機構というふうなことで、私もいたしましては将来この機構——こういう国際的な機構に比べましてどうしても規模が小さいというふうなおしかりを受けるかと思っております、小なりといえども、やはりわが国の通信・放送衛星の機構であるという一種の自負の念も持っておるわけでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○大木正吾君 国際的なお話をされますと、先ほどの説明の事業経営という話と矛盾してきますから、余りそういうことは言ってほしくないんですが、名前でもめていてもしょうがないから、中身に入らしていただきますが、結局この予算なり、あるいは業務内容等を拝見いたしますと、一つ問題になりますことは、郵政大臣の監督とは書いてあるんですけれども、他の特殊法人、認可法人等の事例との関係で、大臣の監督だけは一応書いてありますが、それ以外の予算とか事業計画とか、そういったものについてはこの通信委員会あるいは国会ですね、そういうところとは将来これは関係が直接はなくなるわけですか。

○政府委員(平野正雄君) 実は、法案の中に運営評議会というのがございますが、機構の業務が公共性が高いので、その運営に当たりまして広く各界の意見を反映させる必要があるということ、また出資者の意見を機構の運営に十分に反映させる必要があるというところから、機構の運営に関する重要事項を審議するために設けられる機関でございます。大臣と並んで運営評議会というものが非常に強く影響力を与えるであろうというふうに考えておるわけでございます。

しかし、この運営評議会自身は審議機関でございますまして、意思決定機関ではございませんから、理事長は運営評議会の決定に法的に拘束されるものではございませんけれども、その設置趣旨からいたしまして、また通信・放送衛星の利用面、あるいは技術開発の面は将来非常に期待されておるわけでございますので、この運営評議会の設置趣旨からいたしまして、その決定を理事長は尊重し機構の運営を行っていくという必要があるかどうかと存じておりますけれども、大臣とこの運営評議会の決定というものを十二分に尊重していく、こういうことになるかと思っております。

○大木正吾君 いろいろな特殊法人とか、あるいはその他、最近はやっていますけれども、この種の法人がたくさんできてきているわけですが、ただ、郵政省所管といたしますとNHKですね、一番類似的に申し上げますとNHKは、御承知のとおり国民の受信料で経営主体をもっているわけですが、国の費用は直接入っていないんですね。これは、先ほど青島さんなり木島さんおっしゃった放送学園法案のこととも若干思想的には関係いたしますけれども、逆のことを私言っているわけですが、資本金でもって大体五〇%、事業予算で四〇%ですか、そういったものを国が出すの、いまおっしゃられたような形の運営評議会、これは拝見しますとこの運営評議会というものは、いま局長おっしゃったような形での権限的なものはあるんですか、余りないように私の説明資料等を見ましても拝見しているんですが、要するに審議する機関で、決定する機関じゃありませんからね。

審議する機関だから、鈴木さんおいでになっていただきますけれども、理事長なり、あるいは理事長の直属の方々がお話をされまして、案を出した場合に審議する、審議はするけれども、それはどういう拘束力なり影響力を持つのか、余りこれ法案の中ではつきりしてないと思うのですが、しかし、一方NHKの方の場合には、これは経営委員会がありまして、相当経営委員会に権限がありますからね。ですから、同じ所管監督官庁としまして、こう

いうふうなものをスタートさせるのは結構なんですけれども、その辺の問題についてもう少し、運営評議会なるものの権限を明確化することは必要なんじゃないですか、どうでしょう。

○政府委員(平野正雄君) 運営評議会の仕事につきましては、第二十八条にございますように、通信衛星及び放送衛星の位置等の制御と、これらの衛星に搭載された無線設備をこれを用いて宇宙局を開設する者に提供する等の機構は業務を持つわけでございますので、できるだけ広く、先ほども申しましたように、各界の意見を反映させる必要があるであろう、このためには、政府以外の出資者及び機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する方々を委員といたしまして構成される運営評議会を設けたい。したがって、第二十五条にございますように「定款の変更、業務方法書の変更、毎事業年度の予算及び事業計画その他機構の運営に関する重要事項を審議する機関として、運営評議会を置く」というふうになっておりますように、この機構の運営に関する重要事項を御審議いただくということにいたしましたわけでございます。

しかし、いま先生のおっしゃる通りに、審議機関でございますまして、機構の意思決定機関ではございませんから、理事長はその決定に拘束されるものではございませんけれども、先ほど来申し上げておりますように、立法趣旨から見まして、その決定を真に尊重していくべきであらうというふうに考えておるわけでございます。で、「その他機構の運営に関する重要事項」といたしまして、私も、私どもといたしましては、利用料金を含む利用約款でございますとか、資金計画の作成、変更、重要財産の譲渡等を実は考えておるわけでございます。

また、先ほどちょっと申し上げましたように、この通信衛星の技術、あるいは利用面というものは、国際的にも国内的にも今後非常にテンポが速いであらう、そういうふうな考えをわけでございますまして、電電公社、あるいはNHK、国際電電等が、先生御承知のように、それぞれ研究所におき

まして、國際的にも非常に有用な研究成果を出しておられる。で、現在打ち上げ実験中のCS、BSにもいろいろと電電公社等に御協力をいただいております。そういう観点から、そのような研究成果は十分に運営評議会の中で評価をいたしまして、この機構の運営と申しますかに利用させていただきたい、そういうふうな積極的な意図も持っているわけでございますので、よろしく願います。

○大木正吾君 NHKの場合と比較しますと、NHKの場合には国会で予算の問題についても若干の論議をするし、議決は必要としますが、決算の承認等もあるわけですね。そうしますとこの問題は、五十八年に五百何十億かの形でもって通信衛星等動いている、こういうふうになりますから、先行きに対して問題を残しちゃいかぬと思つて私は申し上げているわけですが、とにかく運営評議会ももっともらしい言葉ですが、どこへ行ってもある言葉ですけれども、学識経験者ですよ、確かにそうですね。しかし、理事長が任命するわけでしょう。大臣が理事長を任命し、理事長が学識経験者の評議会二十人以上を任命するわけですね、結局。

そうすると、やっぱり内輪の何か関係者だけが集まって、理事長が出てきた予算なり事業計画等、変更することもできなからうし、そして、また行管も入りませんし、とにかく国民が期待している新しい機構に違ひありませんけれども、その経営なりあるいは運営状態が、国会の場には余りはつきり報告の責任がないといひますか、そういう点についてNHKの方を監督している官庁として、両方合わせてみて矛盾を感じないですかね。

○政府委員(平野正雄君) 運営評議員でございすけれども、これは「政府以外の出資者及び機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、郵政大臣の認可を受けて、理事長が任命する」ということになっておるわけでございますし、先ほども申し上げましたように、NHK、あるいは電電公社から、積極的にこの運営評議会

のようなものを設けてひとつそこに参加をしてもらいたい。そうすることによりまして、いま先生御指摘になりましたNHK自体との対応というふうなこともいろいろ議論をして、この機構、あるいはひいては郵政省のひとつ認識を得るようになっていきたい。こういうふうな御趣旨でございすので、私どもといたしましてはこの運営評議会の運営、これは非常に重要視しておるわけでございます。

もちろん衛星問題につきましては、それぞれの立場で宇宙開発委員会、あるいは宇宙開発事業団、その他あるわけでございますけれども、やはり何と申しまして、郵政省がNHKの事業につきまして非常にその立場がございすので、いまおっしゃいましたような点につきましてこの運営評議会、あるいは機構に任せきりということにはいたしませんで、郵政省自身といたしまして、十二分にNHKと意思疎通をして進めてまいらねばならないか、と、そういうふうにおもつておる次第でございます。

○大木正吾君 いずれにいたしましても、NHKの方は利用者の、国民の料金で自主的な経営しながら、国会に対して決算等の承認を受ける義務があるわけですね。こゝには国費が資本金の半分、事業計画予算で四割入っているから、国会の場でもってそういう中身について報告をする義務はないわけですね、これは。ですから、その辺のことについての矛盾を感じないかということが一つでございます。これは私は衆議院の審議の経過もよく存じませんが、何か衆議院の方上がつてきたわけですからね、その辺すいぶんいろんなことを記録見しますとやっているとすけれども、肝心のところが抜けている、こういう感じなんです。

同時に、郵政省に対してこれ、ほめておきたいんですが、認可法人というのは、国鉄とかたぐさん見ていきますと最近ぐんぐんふえていくんですね。そして、特殊法人というものが、なかなか行管がやかましいものですからふやさない。そ

の間を縫って認可法人がふえてきているわけですね。今度初めて認可法人が出てきたわけですよ。ですから、そういうことでは郵政省はわりあいにじめにいたしましうか、行政機構の改革なりなるべくむだは省くことに協力していると思うんだけれども、しかし、だからといってこれ、審議する機関だけであつて、しかも、それがいへば諮問的といひましようか、決定する権限などは余りはつきりしない、国会に報告する義務もはつきりしないというふうなものでいいのかどうなのか。

私はこれをつくることには賛成なんです。しかし、国際的に力を持つてもらいたいんですよ。しかし、やっぱり国民に対して、四割近い国民の資金を使つていくんですから、そういうことについて私たちは、できればこの委員会でもって審議終わるときに、この条文、二十五条の本文ですけれども、そのあたりの解釈について国会との関係、国会審議との関係について、これはきょうじやなくていいですから、来月五日で結構ですから、もう少し見解をはつきりさせた大臣の御答弁などいただきたいと、こう考えておるわけでございます。

次に移りまして、関連しまして、この機構の一元化の問題なり、管理の問題なんですけれども、この二条、四条、八条と見ていきますと、一つと一つと数の問題が出てきているわけですね。局長、これは警察とか、消防とか、建設省等が、国鉄もそうなんです、いま独自の通信回線を持つていくわけですね。そうしますと、この一つにするというところで、将来警察なりが仮に衛星を単独で上げたいといったときには、この条文との関係はどういうふうになるんでしょう。ちょっとわかりませんから教えてもらいたいですかね。

○政府委員(平野正雄君) 通信・放送衛星機構は、静止軌道及び宇宙通信用周波数の有効利用並びに資金、技術の集約化等の観点から、通信・放送衛星の管理等を一元的に行うことを目的として設立することは先生御承知のようなところでございす。このような趣旨から、本法第四条にお

きまして、機構は一に限って設立するというようにいたしておることも先生御指摘のとおりでございます。しかしながら、本法案と関係なく通信衛星、放送衛星の管理等を行う法人を設立いたしますことは、本法案におきまして特段の禁止規定を設けておらないわけでございますから、法的には可能でございますけれども、ただいま申しましたような業務を行うためには、きわめて高度の技術と多額の資金を必要とするわけでございますので、国と民間の技術と資金を結集した本機構が設立されますと、本機構以外の機関が設立されてしまつて全く同種の業務を行うことは事実上あり得ないであろうというふうにおもつております。

○大木正吾君 これは他の省庁にわたりますから、局長答えていかれませんが、仮に警察が無線を使つていられるでしょう。独自のやっぱ衛星が欲しいなどという話が飛び出してこないとは断言できないわけですね。そのときに警察なり自治省等が、消防等を含めるかどうかかわかりませんが、要するに、それに関連した衛星を打ち上げるといふことが将来起こる危険といひますか、可能性があると思ふんですがね。

そのときに「一つ」といふことは、管理する立場からしまして、実際に二つ上がつてもそれは構わない、三つ上がつても構わないと、こういうふうにお考えなのか。この「一つ」は、そのときに調整をしまして、「一つ」といふ中で、この中にいわば吸収が可能なかどうかですね。その辺のことはどうですか。

○政府委員(平野正雄君) 実は、宇宙開発委員会が毎年見直しをいたします宇宙開発計画でございすけれども、御承知のように五十七年度に実用通信衛星を打ち上げるということが決まっておりますのでございまして、放送衛星につきましても、今年度の見直し要望が認められますれば今年度末、大抵来年の二月ごろの宇宙開発計画で決定されるという見通しでございまして、先生御心配の各省庁の実用衛星の打ち上げにつきましては、現

在まだ予定がないわけでございます。

したがって、将来問題といたしまして、私もこの機構におきまして通信・放送衛星と通っておりましても、もし仮にどこかの省庁が通信以外の、あるいは放送以外の衛星の打ち上げ、しかもそれが実用化が可能になってくるといようなことを想定いたしますと、これはやはり通信・放送衛星以外の衛星につきましても、実用の段階で、いわゆる衛星を管理する必要があるわけでございます。そのような場合には、やはり先生御指摘のように、大所高所に立ちましてもよいようにすることと相なるかというふうに存するわけでございます。

○大木正吾君 いまの問題について開発事業団の方はどうか。公団の方はいらっしゃいますか。——他の衛星が上がったときに、宇宙開発事業団としては何らかの見解を出さないですかね。

○参考人(鈴木春夫君) お答え申し上げます。

宇宙開発事業団は、開発が主目的になっております。実用衛星になりますとかおのずからユーザーがございまして、私もとしましては、開発を終わらせて、ユーザーの方にお渡しした後は、ユーザーの管理をされるというのが大体の筋道であるというふうに承知しているわけでございます。事業団で開発のために上げます実験衛星とか、試験衛星とか、そういうものにつきましては、事業団で賄っていくという考え方を持っております。

○大木正吾君 それじゃ、いまの項につきましては、運営委員の送出問題とかいろいろありますが、この辺で時間の関係もありますから次に移りますが、特に国会なり、あるいは国会審議との関係における先ほどの二十五条の読み方ですね、主文ですが、この辺については少し見解を整理しておいていただきたい、このことをお願い申し上げます。要するに、審議する機関をもう少ししっかりと、やっぱり国会の審議を通じてのチェック機能等ができるように、解釈を大臣の方から明らかにしていただきたいことをこの項についてお願いいたしておきます。

次に、法人格の問題なんでもございすけれども、ちょっと調べましたら、実は法人の、特殊法人が最近これは少し減らされる傾向があるものですかね、結局問題を縫って、大臣ね、ここにちょっと資料、数字が大ざっぱですけども持ってきてみたんですがね。四十五年をピークにして、特殊法人は百二十から、いま一つしか減ってない、百十一なんです。去年です。五十三年度ですね。ところが、認可法人、要するにこの機構に絡む法人の種類に入りますと、二十七であったものが五十一にふえてんですよ、この法人が。

ですから、各省庁とも見ていくと、実にくだらない、ここでもってばくが——郵政省にはそれがありませんが、言いたくないんですが、運輸省さんとか、あるいは農林省さんとか、労働省とか見ていきますとね、私も労働省関係のことはよく分かったことがありますが、とにかくめんどくさい、何かに認可法人がふえてんですよ。ですから、この際、こういふことは、財政的にも行政機構の問題でありますから何うんですが、要するに特殊法人というふうな去年のたしか五月ですが、説明書をちょうだいしたんですけれども、それが認可法人に変わりました理由について、だめ押しになりますけれども何とせうでございます。

○政府委員(平野正雄君) 通信・放送衛星機構の主要な業務は、衛星を利用いたしまして通信・放送を行うとする利用機関に対して、衛星搭載無線設備を提供することとございまして、いわば民間の事業経営的な性格を有しておるわけでございます。したがって、民間の創意工夫と協力にまよいます。この機構の一層の発展が期待されますので、民間の発意によって、民間の事業として行うことにいたしたわけでございます。

一方、機構がその業務を実施するに当たりましては、各利用機関の意見を公正、中立な立場から調整する必要があるとございまして、またこの通信・放送衛星の実用と申しますのが、実は先ほど来申しておりますように、日本では初めてということとございまして、衛星の効率的な利用を図る、あるいは推進する上から国の積極的な指導と助成が必要である。また御案内のように、宇宙活動につきましましては、宇宙条約によりまして国以外の機関の活動でございまして、国が国際的な責任を負うということになっておりますし、さらに機構には多額の国家資金が投入されますので、投入目的に沿う使用をさせる必要もあるというふうなものの観点から、この通信衛星及び放送衛星の実用化に当たりましては、民間と政府とが協力を進めることが何よりも必要であるというふうな考えをたわけでございます。よろしくお願いいたします。

○大木正吾君 マクロの視点で物を考えた場合には、むしろこれ逆行という言い過ぎかもしれませんが、せんでしょ、たとえば民間の企業体でありまして、造船不況といった政府の金がばかっとうくわけですね。同時に最近の景気の浮揚政策を見ても、大臣御通達の際に大変でしようが、信号無視はできません。ずいぶん信号ふえていくでしょう。ああいうことも景気浮揚策の一環だと思ふんですが、とにかく道路工事が何かずいぶんやっています。もうそのうち、新しい大学の理数学の優秀な学生は民間会社、危なくて行きたがらないんですよ。十四、五年前と全く傾向が違ってきているんですよ。

ですから、そういうことを考えたときに、民間の活力という言葉はやはりましますけれども、電電公社、KDD等の場合に純然たる民間というように言えるかどうか、いろいろありますが、とにかくマクロの経済動向なり人的資源の動向からいいますと、民間の活力がはやった昭和二十年代後半とか、あるいは局長が郵政省に入ったときには、仲間の金も金もうけのうまいのは民間に行つたかもしれせんわね、そのときと大分違っているでしょう。そういうこととの関係をもって私自身考えまして、民間の活力という言葉の使い方はかっこいい

んですけれども、中身を少しは検討されたんですか、どうですか、この辺も聞きたいことの一つなんです。

それから、やっぱり認識を統一するために伺いますが、これはひとつ小さな問題ですが、法第二十七條に「公務に従事する職員とみなす」と、こういう言葉がございまして、これは公務員ということの意味なのか、それとも、「みなす」ですから、公務員に準拠する任用とか、あるいは待遇とか、処遇とか、そういうことなのか。これ、実は政府がいままでやってきた、たとえば電電公社、専売、国鉄など三公社に対する答申と矛盾するんですよ。

要するに機構は民間的である、民間的にしなければ団体交渉権や団体行動権も自由に与えられない、こういう話があった一面がありますね。そういうことも、ささやかなもの、たった百人のうちですから恐らく六、七十人の一般の従業員かもしませんが、こういうことをぬけぬけと書いて、そして私たちを前にしながら筋を通しているんだとおっしゃられると、ちょっとこれ困るんですけれどもね。何とか理解の、認識の統一ができるような条文に整理できないんですかね、このところは。

二つほどこれに関連して伺っておきたいんですがね、民間の活力と、二十七条関係です。

○政府委員(平野正雄君) まず第一点でございまして、わが国の宇宙開発の歴史はまだ浅いわけでございます。宇宙通信の実用化の段階をやっと迎えるようとしておるところでございます。そういう意味で、宇宙通信の専門家はまだまだそれほど多くないというふうに言えるかと思っております。

今回の機構の設置は、その目的の一つといたしまして、通信衛星、放送衛星に関する技術を一元化することによって、宇宙利用の効率的推進を図ろうとするものでございまして、機構の設立当初におきましては、関係機関の技術力を結集する観点から、必要な職員を関係機関から機構に派遣を

するということになるかと考えますけれども、将来におきましては、宇宙利用技術の分野が時代の最先端を行く将来性のある職場でござい。ます。いわば働きがいのある職場であることを考えます。それにふさわしい優秀な人材確保は可能であるというふうに考えております。また、職員の出遇につきましては十分配慮してまいりたいというふうに考えるわけでござい。ます。

ちなみに、宇宙開発事業団の職員について見ますと、これは特殊法人でござい。ますから全部が全部同じというわけにはまいりませんけれども、いわゆる同じような仕事を将来宇宙開発事業団とこの機構が手を携えて日本の宇宙開発、あるいは実用化の推進のために努力をしていくという意味から参考までに申し上げますと、四十四年当初はなるほどブローパーと申しますか、御指摘の面につきましてはゼロであったわけでござい。ますけれども、その後逐年増加をいたしまして、五十四年の四月一日現在におきましては、政府機関から行った方、あるいは公共企業体等から行った方、あるいは民間企業から入っていら。っしゃる方、そのトータルが八百三十五となつておりますが、その四六%の三百八十二がブローパーで占められておるわけでござい。ます。

そういう意味で、ただいま申しましたような、宇宙開発事業団等と手を携えてやはり将来の日本の通信・放送衛星の実用化を担っていくんだ、そのために何をやるべきかという働きがいとい。いますか、気概を持つ職場にすることが必要かと思つております。

それから次に、法案の公務員の関係でござい。ますけれども、機構には先ほど申しましたように多額の国家資金が投入されますので、機構の役職員は公務員と同様な、厳正な立場で機構の財産の管理を行う必要がござい。ます。

また、通信衛星、放送衛星の効率的かつ公正な利用を図るためには、国の機関、電電公社、NHK等の公共性の高い利用機関の意見と、公正、中立な立場から、そういう意見を調整する必要が

ござい。ますので、法の第二十七条に、機構の役員及び職員を、刑法等の適用に当たっては公務員とみなす旨の規定を設けたものでござい。まして、機構の管理運営の適正を確保するためには必要な規定であらうかと存する次第でござい。ます。

○大木正吾君 念のために伺いますが、認可法人でこういうふうな、二十七条などの規定のあるのは、今度新しくできる法案の機構以外には幾つござい。ますか。

○政府委員(平野正雄君) ほとんどこの二十七条と同様の規定を置いておるよう。に承知をいたしております。

○大木正吾君 この次に質問します問題と関係いたしますが、一つだけ最後に伺つてお。くんですが、この項についてですが、アメリカなりヨーロッパの衛星を打ち上げておる国との関係なんです、タイプの違いですが、この日本の新しく通信・放送衛星の機構、この機構という中の事業のあり方なり体質とい。いますか、性格ですね、これは一体アメリカ型になつていくのか、ヨーロッパ型になつていくのか、その辺は局長、どうい。うふうに将来展望として、国際タイプとしてはどういうタイプを志向しようとしてお。るんですか。

○政府委員(平野正雄君) 御承知のよう。に、いま実用の衛星を使用しております国、あるいは地域はそれほど多くないわけでござい。ます。したがいて、今後それぞれ国の実態に照らしましていろいろなあり方が出てこよう。か、こういうふう

に考えるわけでござい。ますけれども、あえていま申し上げますと、アメリカにおきましてはいわゆるオーブン・スカイ・ポリシーによりまして運用が行われてお。る。これはインテルサットは別とい

たしますが、それぞれの企業が大体コンセンサスという形で運営されてお。るわけでござい。ます。それに對しましてカナダあたりは、全部一カ所にまとめる、いわゆる余り聞きなれない、言いな

れないことでもあるわけでござい。ますが、いわゆるクロース・スカイ・ポリシーと申しますか、そういうふうな傾向がござい。ます。インドネシアに

おきまして、カナダとは若干その軌を一にいたしませんが、やはり一つの機関にまとめていく、こういう傾向でござい。ます。この機構法の場。合には、この後者の方に属するとい。うふうに考えるわけでござい。ます。

○大木正吾君 細目については来月の五日に譲りますが、次に国際的な動向を続けて伺つてみたい。んですが、いま話ありましたアメリカ、カナダ、ソ連、インドネシア、これは通信衛星を上げてい。ますね。そして、放送関係はソ連だけ上げてい。るわけですね。で、タイプについても大体わかり

ましたけれども、国際間のこれからどんどんどん打ち上げ競争が激しくなるかと思。うんですが、その場合の電波のオーバラップ、スピルオーバーとい。いますか、そういったことについて調整的な話は、今回のこの問題をつくる過程ではやつてきてはい。ないんですか。国際間のスピルオーバーに對する摩擦、そういったことについての話はしてきた経過ござい。ますか。

○政府委員(平野正雄君) 国際間の話し合いにつ。きましては、通信衛星の場合と放送衛星の場合とで、同じ部門と異なる部門がござい。ます。それで通信衛星、放送衛星それぞれにつきましては、先生御承知のよう。に、衛星を打ち上げて周波数、軌道を制御するとい。う場合には事前公表という制度がござい。まして、各国がそれぞれ実験局も含めまして事前にい。わゆる国際機関を通じて公表をいた

します。そして、その公表されたものに対してそれぞれ国の使用とぶつかるとい。いますか、クレームがくるわけでござい。まして、これを国際間で調和を

図つていくとい。う一つシステムがあるわけでござい。ますので、日本とい。ましては現在上がつてお。りますCS、BSにつきましては事前公表をいたしまして、各国からのクレームがないとい。うこ

とで打ち上げ実験をやつてお。る、こういうこと。でござい。ます。それから放送衛星につきましては、先生御承知のよう。に、国際会議によりまして十二ギガヘルツ

帯の使用についての国際協定ができてお。ります。これは日本につきましては、ボルネオ上空に八チャンネル、それぞれ衛星の位置も決ま。つてお。る、

こういう状況でござい。ます。したがいて、これらにつきましては、いわゆるそのとお。りの、使用する限りにおきましては、各国間のトラブルは考えられ。ない、こういうこと。に相なるわけでござい。ます。

○大木正吾君 いろいろ問題がこれふくそうしてきて申しわけありませんが、国連の宇宙空間平和利用委員会ですか、この中の動きについて最近のこと。がわかつたら伺いたいとい。う気持ちもいたしますし、同時に最近スカイラブの落下問題とか、たくさん問題が起きてきてい。るわけですが、国際間における話し合いですね。いまの試験的な意味での通信衛星、放送衛星のこと。わかるんですが、日本でこ。うい。うた機構をつくつて五十七、八年に上げるとい。う、そういうことが練られてい。ることは恐らく外国でも知つてい。る国もあると思。う

んです。そうしますと、いま局長おし。やつた形での事前公表ですけれども、この五十七年、八年に打ち上げます通信衛星と放送衛星について、事前公表はいつの時期に、どうい。う方法でやるんですか。

○政府委員(平野正雄君) 通信衛星の事前公表は現在準備中。でござい。ます。で、放送衛星につきましては、先ほど申し。ましたように、今年度中には宇宙開発計画の上で促進とい。うこと。に相なろうと思。いますので、その結果を見て事前公表をいたしたい、こ。うい。うふう。に存じてお。ります。

○大木正吾君 もう一つ、国際動向で伺つてお。きたいのは、これ、私の思い過。こしとい。うこと。にな

ということが起きるかもしれませんけれども、警戒されるか、あるいは、こういったものについてせつかく準備していきながらクレームがつくとか、そういったことの危険はないかどうか。

あるいは、アメリカ等が日本に対して、こういった衛星がだんだん打ち上げられて日本が国産化していく方向でしようから、そういう問題について、アメリカ自身がなるべく見分けていたいですから、弟が大きくなっていくにつれて文句を言うとか、制約を加えてくるのか、そういった動向はないですか。

○政府委員(平野正雄君) 現在、日本が打ち上げることを知っておる国は非常にたくさんございまして、中には、わが国に参りまして、いろいろその考え方であるとか、その動向を勉強して帰るといふようなこともやっておりますし、また、国際会議の中でいろいろと、その日本の考え方等について質問がなされるというふうな状況でございまして、ほとんどの国が日本の動向を知っておるんじゃないか、こういうふうな存に存しております。

また、確かに、先生先ほど御指摘ございましたように、国連の宇宙平和利用委員会の中でまだ未熟な問題、答への出でられない問題があることは事実でございますけれども、それはそれといたしまして、各国から、わが国が通信衛星、放送衛星を実用で打ち上げるにつぎまして、危機感なり、クレームを表明する国は全くないわけではございません。

○大木正吾君 いまのことと関係しまして、これは開発事業団の方でしょうか、三月の十八日のここに新聞を持ってきてあるんですけれども、宇宙開発の長期ビジョンを発表されましたですね。これに対する反応はどうですか、外国などからの。○説明員(堀内昭雄君) いま申された長期ビジョンでございますけれども、これは昨年三月に宇宙開発委員会が今後十五年間にわたる宇宙開発の進め方というものにつぎましての一種のビジョンを発表いたしました。これにつぎまして国際的にいろいろの機会に発表いたしましたして、よく国際的に

は知られておると思いますけれども、それに対して、具体的にこれだいいとか悪いとか、そういった反応はございません。非常に野心的な計画であるといった意味のよい評判は聞いております。

○大木正吾君 それじゃ、その問題も一応ここで終わります。次に平和利用問題について少し伺いたいんですけれども、これは事業団が発足しましたときには附帯決議が、四十四年ですか、約九年ほど前ですが、ついて発足しておるわけですね。その中には、平和利用問題についても明記されておりますし、原子力基本法ができたときにも、四十二年に若干改正しておりますが、これも同じく同じような項目が本条文中に、第二条ですが、入っているわけですね。今度の問題に絡んで、これは討議をする過程ではそういうような議論はなかったかと思うんですが、本法案について一切そういうようなこととの関係について配慮する必要があるとお考えかどうか、そこをどうお答えを伺っております。

○政府委員(平野正雄君) 「平和の目的に限り」という問題でございますが、わが国の宇宙の開発及び利用につぎましては、第六十一国会の衆議院本会議の決議及び参議院科学技術振興対策特別委員会の附帯決議がございまして、それぞれ平和の目的に限り行うことに相なっております。また、宇宙条約におきましても、宇宙活動は「国際的平和及び安全の維持並びに国際間の協力及び理解の促進のために」行われることというふうに相なっております。したがって、郵政省といたしましては、この決議と宇宙条約の理念に従って機構法を運用してまいりたいというふうに存じております。

○大木正吾君 理念に従って云々なんということでは、ちょっとこれ反対法案だったらもうちょっととどきつやるんですけれども、まあ余り、そこできょうはしんばうします。ちょっと心配なことは、関連してなんですけれども、自衛隊が今度自力でもって打ち上げるとい

うことの実用衛星などの研究を始めているわけですから、ロケットの結合力が強くなりますと、ICBMの開発はもう直ちに容易になってくるわけですね。ですから、そういうこととの関係でもって、防衛庁なり自衛隊の側が、何らかのこういった問題について研究開発をしている動きなり、あるいはおたくの方との相談なり、そういったことは全くないかどうか。

これは先輩の網島さんがどこかでしゃべっている中に出てくるんですけど、やっぱり防衛庁自身がそういうことを考えることはあり得ると、こういうふうな彼も述べています。この時期は意外に早いと私は考えておるんですね。そうしますと、防衛目的の衛星を上げたんだけれども、それが通信を主体にしたものだから、やっぱりこの衛星とは違ったものを上げざるを得ない。それは今度移動しますとスパイ衛星になってしまふこともあるし、静止をした場合、どういう作用をするかということ、位置によって違ふでしょうけれども、そういったことが出てきますので、答えにくい問題かもしれませんけれども、平和利用ということをやいま局長おっしゃった気持ちではっきりわかったわけですから、自衛隊の方は局長の管轄下じゃないわけですからね。

しかし、日本があることについては同じなんですから、その意味合いでもって、防衛庁なり自衛隊が日本でいよいよ衛星の自家発電、自力でもって上げるような検討を始め、五十七年、八年はその計画でもって五百何十億円の金を使うんだと、こうなってきたわけですからね。ですから、そういった動きが防衛庁なり自衛隊の中の首脳の方の考えの中に持ち上がってくることは当然だと思っております。ですから、その辺の心配について、局長、どうお考えですか。

○政府委員(平野正雄君) ただいままでの自衛隊、防衛庁からの要請は全くないわけではございませんし、もし防衛庁が衛星を打ち上げ、利用しようという場合に、先ほど申しましたような国内の諸手続、あるいは国際的な諸手続と

いうものも必要になるかと思ひますし、また、宇宙開発委員会のいろいろな場を経ることも考えられますし、宇宙開発事業団が参画をするというようなケースが考えられるわけではございません。で、やはりこの通信衛星、放送衛星にいたしましても、宇宙開発計画で何年度打ち上げということが決まりましたから最小限四年かかるわけではございません。衛星を製作、打ち上げるために四年はかかるわけではございませんので、私といたしましては、先ほど申しましたような理念、これは郵政省だけが持っているわけじゃないかと思っておりますので、御心配はないんじゃないかというふうに考えます。

○大木正吾君 予算委員会ですとときに大分聞き直されたこともあるんですけども、やっぱり監理局長、考え方が少し甘いというふうには私は指摘をしたいと思うんですが、この法案に直接関係はないんですが、核三原則に絡んでの憲法解釈、これはもう御承知のように天下周知の事実ですから、法律的には持つことは可能だ、ただ、いえば政策的には持たないんだ、こういうことが大体内閣の統一した見解ですからね。

その見解を延長していきますと、いまおっしゃったようなお気持ちをもちてあります。これは平和目的だという意味合いで防衛力を必要とし、防衛力は相手との力関係でエスカレートする、こういうふうな考え方がやっぱり内閣の中には相当に根強くあるわけですから、このところは、いまの御答弁が局長の限界答弁だと思ひますけれども、これからの問題として、私たちは十分に衛星問題を大きくしていくことに議論になつていかざるを得ない問題じゃないかと思ひます。

ですから、防衛庁が上げた衛星というのが仮にあったとすれば、それがこの通信委員会ですと内閣委員会ですと、あるいは予算委員会ですと、それはどっか場所が違はばまた別かもしれませぬけれども、とにかくそういったような

アメリカの打ち上げを借りてやった関係のときには余り心配なかったかと思えますね。しかし、今度実用化して、大体将来は一トンぐらいのものを上げていくんだということまで考えているとしますれば、五十七、八年ごろにあるいは来るかもしれないけれども、自衛隊なり防衛庁が独自に衛星を上げる、その衛星の中身はなかなか表には出てこないというような心配がございしますから、ぜひその辺については、宇宙開発事業団の発足のときの附帯決議、あるいは原子力基本法の決議、こういったものにつきましてよく関連して御認識を願っておきたい、こういうことでこの問題についてはとめておきます。

最後の項目でございますけれども、これは国民生活との関係なんです、第一に出てくるのが、この最近のショッキングな新聞記事などもありまして、アメリカ自身が、自分たちが打ち上げたスカイラブが降ってくるという心配で、こう大変な、毎日新聞の夕刊ですか、地下要塞とかいろんなこと書いた記事が出ていますけれども、現実にはカナダとかあちこちに落ちてきておるし、その中に放射能を含んでいるものもあるわけですね。

ですから、そういったことに、もちろんこの今回の静止衛星ですから心配はないと思うんですけども、ただ国民の方々はきょうここで議論する軌道の問題の三万六千キロメートルとか、そういったこと余りわからぬです。わからぬという事になりますと、やっぱりそういった誤解が起きてきますから、だから、その辺の誤解を解くためにあえて申し上げる、質問をするんですけれども、日本で打ち上げておられますいままでの試験衛星、あるいは人工衛星、十六、七になろうかと思うんですけれども、その中でもって落下してくる心配のあるものはないかどうか、その辺を伺いたいんですがね。

○政府委員(平野正雄君) ただいま先生おっしゃいますように、ただいま実験中のCS及びBSは、赤道三万六千キロメートルの地点に静止と申し

ますか、地球と同じ方向に同じスピードで回転をしておると、こういうことでございしますが、これ、燃料が切れなると、静止しておきます地点から逐次西の方に流れてまいります。

そして、その重力と遠心力とが一応バランスしておるわけでございますけれども、いずれかの日にかは地球に向かって移動を開始するという事になるかと思えますけれども、これは、外国及び日本の学者の方々の計算によりますと、地上に來るまでには億年ぐらいかかるであろう、億年オーダーである。それで、多分もう地球に届く前に空気との接触によりまして焼けてしまう、そういうふうになっておるわけでございます。

○大木正吾君 日本が上げたものはそういうことでしょうけれども、放射能を含んでいるものの場合には、大気が汚染するという心配は残るわけでしょう。そういった、途中で空中に入ったときに散ってしまうということになりましたも、放射能を含んだものがその中に入っておれば、放射能は残るわけでしょう。

○説明員(堀内昭雄君) 放射能を含んでおります場合は、あるものは減衰いたしますけれども、完全に減衰し切らないで、減衰というのは、放射能の強さが時間を経るに従ってどんどん減るという意味でございます。ですから、非常に長時間衛星を軌道に乗せておきますと、逐次その放射能は減ってまいりまして、時間によって非常に少なくなってしまうというのが多いように伺いますけれども、地球上に落下する際に全く放射能が消えてしまおうというケースはやはりはないということ、この前のように、ソ連の衛星が落ちてきたようなケースがあるわけでございます。

○大木正吾君 あとの質問、これは電電公社に伺いたいんですが、一応「あやめ」の失敗の例もありますが、相当これコストが高つくわけですね、いずれにしてもね。「あやめ」の場合に約四十億の金が吹っ飛んでしまっているわけですから、これも、こういったことは今後の、五十七、八年のものはないとは思いますが、いずれに

ても相当な費用がかかっていることは間違いがないわけですね。

そうしまして、通信衛星の場合のいまの主たる使用用途というものが、離島関係とか災害関係、あるいは臨時回線を出して云々とかつていう三つぐらいの問題を出しておられますが、これはあれでしょうか、これだけでもってすべてのこの衛星を打ち上げた回線が、四千回線と答えていた、局長ですね。たしかその辺のこととの関係でもって、三つの主たる使用目的の範囲内で全回線が満配になってしまいかどうか。その辺はどうなんですか。

○説明員(山口開生君) お答えいたします。

ただいま先生が御質問の、通信衛星を使った場合の公社の利用方法につきましては、先生おっしゃったとおり、三通りの使い方をいま考えておりました、やはりこの衛星は地上災害の影響を受けることなく空に浮かんでおるわけですから、地上の影響は受けないわけでございます、そのために地上の災害等を考慮しまして、いま電電公社も多ルート化とか、あるいは災害対策等の対策を打っておりますけれども、そのためにきわめて有効であるということで、災害用の回線を設定したいということ。

二番目には、この衛星というのは一個の衛星でもって、その一個の中継器でもって全国どこへでも均一な品質でもって通信が可能だということでございますので、離島とか僻地といったような、地上の設備では相当な経費がかかる回線についてこの星を使うことができる、これが二つ目でございます。

三つ目には、地上の任意の場所で、大体どの場所でも容易に回線を設定できるということがございしますので、臨時回線だとか、あるいはよくそういった回線の対策用としてこういったものを使う、こういうふうに考えております。

なお、そういったものを考えまして、ただいま先生が今度の衛星で約四千回線というふうにお話がございましたが、中継器が八個積まれておりま

して、電電公社が使わしていただくのはそのうち六個ぐらいいふうにいま考えておりますが、そういったしますと、電話回線でも申しまして三千回線ぐらいい、これにテレビ等をもし入れますと回線が減るわけでございますが、三千回線ぐらいいですと、私どものこういいたいま三つの柱で考えますと、まあ常時——たとえば災害対策とか、こういう一項目ずつでは常時使うことはないと思うんですが、そういった三つの組み合わせ、あるいはさらに考えますと、こういったもののほかに各総括局あたりに地上局を設置いたしまして、迂回ルート等も常時設定も可能でございますので、そういったものとか考えますと、三千回線ぐらいいは普通に使っているのではないかと、いふふうにご考慮しております。

○大木正吾君 総裁に伺いますけれども、電電公社、一生懸命やっておることはわかるんですが、料金問題が毎日出るわけですね。で、もちろんこの通信衛星問題と直接的には関係がないと思うんですが、こういったものを利用しながら、遠距離の通話などについて、将来安くすることの可能性ですね、要するに開発のメリットというものを、いまのお話の三つの問題点だけでとやばり、これは採算のことはあんまり言いたくないんですが、どうも打ち上げ合せて五百何十億との関係ではそろばんに合わない、こういう感じがするんですね。

そうしますと、だんだん大型化して行く中で、もう少し遠距離の料金の値下げ問題、これをもっと、検討していただくが、いふん迷いが出てきますからね。現在の電話料金とこの衛星の関係については当分無関係でいさざるを得ないのですか。それとも、将来何かこれについて回線がもっとふえれば何らかの方法があるのかどうなのか。その辺はちょっと伺っておきたいんですがね。

○説明員(秋草篤二君) 全く無関係ということ、少し過言だと私は思いますが、現在のところの宇宙衛星は、とにかく電電公社としては初めてのことでございします。将来を展望すると、これは非常にまだ発展するであらう。

それから、いまの非常事態の予備、あるいは離島、あるいは普通の回線の活用にも使えますけれども、これが非常に高度な回線の大きいものを上げられるような可能性が、しかも安くできるということになれば、画像とか、データ回線というもののにも利用できるし、いずれにしても今回の問題は、しばらくの間は電電公社としては新しいものに對しては情熱的にやってくんだという気持ちを持って——いまこれがなければ困るというものはないわけですが、当面は、将来はこういうものに対してやっぱり研究開発を怠りなくやっていくんだという姿勢は、電気通信事業をやる上においては常時持たなければならぬ。

将来これがどういうふうな展開するかということとはまだ未知数の問題だと思いますが、この問題が遠距離の料金には、ただいまのところはやはり大きな三百億とか三百五十億というコストには影響しますから、部分的には個々の加入者には微少でございませうけれどもプラスに働くと思えますけれども、将来こういうものがまた有効に活用できるとすれば地上回線、あるいは海底回線の省力、省資源というか、そういう方面にも活用できれば逆に働くメリットも可能だと思っております。

○大木正吾君 冒頭に伺いました国会審議なり、予算との関係で認可法人という形をとっておりまして、どうしても将来に對する——総裁のいまおっしゃった気持ちにはよくわかるんですけど、ただNHKの場合の放送衛星の場合ですと、もう赤字が目の前に来ているわけですから、五十八年に打ち上げる放送衛星に絡む費用がほぼ同額の五百何十億というふうになっていきますと、これはNHKの場合には相当な負担だと思えますよ。

ですからそれに対して、難視聴対策一本でいくんですと、こういう話をいたしましたも、赤字がふえる、そして一体どうするんだという問題になってくる心配もございまして、そういう点で、要するに、何も完全にいますぐ収支が合わないや

ならぬということをお願いしているわけじゃありませんけれども、将来、国民に對してのメリット、デメリット、そういうことについてもはっきりさせるように。アメリカもやった、ソ連もやったから、珍しから打ち上げていいんだと、こういうだけじゃやっぱりちょっと話としては内容が薄いんですから、そういうふうなことを考えています。

それから、あとはもうこの次に譲りますけれども、一つだけ、これはこの次にどなたか答えてもらいたいんですが、きょうの答えは要りませんが、電波ジャックとか、それから混信問題、そういう問題について局長の方で、恐らく衆議院の通信委員会でもそういうことについて質問が出たかもしれないけれども、この次の六月五日の通信委員会の際に、私の方からこの問題についても若干御質問を申し上げますから、電波ジャック問題、あるいはさき申し上げた国際的な混信の問題などを含めて、そういうことに対する対策、これは衛星に絡んだ問題じゃないんですよ。

さつきも木島先生と話をしておたんですが、子供のおもちゃの中にも出てくるわけですね。同時に、警察のネズミ取りといいますが、要するにスピードを押さえるとき警察の準備に對して、それを逃げるために若いドライバーがそういうものを、警察無線をちゃんと傍受できるものを持つていくわけですね。だけど、そういうことをお粗末にしておきますと、結局有力な政治家の方々の動向などについてもどんどんとれるし、いろんなことが出てくるわけでしょう。ですから、やっぱりソビエトがああいったことを言っていることなどについても頭の中へ置かなきゃならぬから、まさしく過密周波でもって野方図になっているという気がするんですよ。

ですから、少しく衆議院の通信委員会とは変わった審議をするとして私はこういって問題、わりあいに野方図にされている問題について、少し参議院は参議院型の審議をして、電波ジャックの問題等が中心ですが、とにかくいまいちやくちゃに秋葉原へ行ったら売っているわけですから

ね、ああいったものがみんな公式の試験は受けないでもって勝手にやっているわけですから、そういったことがもたらす、災害時にいたずらの放送なり何なりが入ったらこれは困りますから、それについてこの次に少し細かく質問する予定でありますから、きょうはこれでやめておきますけれども、準備していただきたいことをお願いいたしますして終わります。

○委員長(赤桐操君) 本案に對する本日の審査は、この程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時四十五分散会

五月二十五日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は同日)

一、郵便貯金法の九部を改正する法律案
一、郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案
郵便貯金法の一部を改正する法律
郵便貯金法(昭和二十二年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項中「五十万円」を「七十万円」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に關する法律の一部を改正する法律案

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に關する法律の一部を改正する法律

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に關する法律(昭和二十四年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「売さばき人」を「売りさばき

人」に、「印紙の売さばき」を「印紙の売りさばき」に、「取扱」を「取扱ひ」に、「手続」を「ところ」に、「売さばき手数料」を「売りさばき手数料」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の売りさばき手数料は、同項の郵便切手類及び印紙の売りさばきに関する業務の取扱量を勘案し、月額をもつて定めるものとする。

第七條第三項を削る。

附則

1 この法律は、昭和五十五年一月一日から施行する。

2 この法律の施行前に郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に關する法律第五條第二項の規定により売りさばき人が郵政省から買ひ受けた郵便切手類及び印紙(改正前の同法第七條第三項の規定により買ひ受けたものとみなされるものを含む)に係る売りさばき手数料の支払については、なお従前の例による。

3 簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十四條中「第七條第一項及び第二項並びに」を「第七條及び」に改める。

昭和五十四年六月十三日印刷

昭和五十四年六月十四日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

W